

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成29年3月27日

【事業年度】 第47期(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

【会社名】 株式会社船井総研ホールディングス

【英訳名】 Funai Soken Holdings Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 グループCEO 高嶋 栄

【本店の所在の場所】 大阪市中央区北浜4丁目4番10号

【電話番号】 大阪06(6232)0010(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 経営管理本部本部長 奥村 隆久

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区北浜4丁目4番10号

【電話番号】 大阪06(6232)0010(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 経営管理本部本部長 奥村 隆久

【縦覧に供する場所】 株式会社船井総研ホールディングス 東京本社
(東京都千代田区丸の内1丁目6番6号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期
決算年月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
売上高 (百万円)	9,038	10,065	12,485	14,717	16,433
経常利益 (百万円)	2,214	2,692	3,028	3,691	3,866
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,325	1,984	1,766	2,426	2,558
包括利益 (百万円)	1,370	2,098	1,744	2,512	2,553
純資産額 (百万円)	14,456	15,912	16,653	18,217	19,272
総資産額 (百万円)	17,347	18,602	20,437	22,260	22,862
1株当たり純資産額 (円)	427.76	468.61	487.88	534.08	567.66
1株当たり 当期純利益金額 (円)	39.27	58.70	52.15	71.75	75.61
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	39.23	58.32	51.60	70.81	74.65
自己資本比率 (%)	83.2	85.3	81.1	81.3	83.5
自己資本利益率 (%)	9.4	13.1	10.9	14.0	13.8
株価収益率 (倍)	11.4	11.9	15.8	24.1	24.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,753	1,975	2,889	2,008	2,813
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,631	1,136	142	671	412
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	690	698	1,058	1,181	1,689
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	3,790	3,936	5,626	7,125	8,663
従業員数 (ほか、平均臨時雇用人員) (名)	526 (44)	565 (49)	682 (56)	783 (41)	873 (31)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は、平成28年1月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割を実施しております。第43期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期
決算年月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
売上高及び営業収益 (百万円)	8,872	9,864	5,929	2,003	3,533
経常利益 (百万円)	2,233	2,711	1,737	551	1,768
当期純利益 (百万円)	1,318	1,971	998	522	1,753
資本金 (百万円)	3,125	3,125	3,125	3,125	3,125
発行済株式総数 (千株)	31,251	31,251	30,251	30,000	36,000
純資産額 (百万円)	14,455	15,888	15,984	15,578	15,805
総資産額 (百万円)	17,304	18,565	18,300	17,139	17,276
1株当たり純資産額 (円)	427.73	467.89	468.18	456.27	464.58
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	26.00 (10.00)	29.00 (10.00)	32.00 (15.00)	36.00 (15.00)	36.00 (15.00)
1株当たり 当期純利益金額 (円)	39.07	58.30	29.48	15.44	51.80
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	39.02	57.93	29.17	15.24	51.14
自己資本比率 (%)	83.4	85.3	86.9	90.3	90.4
自己資本利益率 (%)	9.4	13.0	6.3	3.3	11.3
株価収益率 (倍)	11.4	12.0	28.0	111.9	35.5
配当性向 (%)	55.5	41.5	90.4	194.3	69.5
従業員数 (ほか、平均臨時雇用人員) (名)	514 (43)	551 (48)	57 (28)	65 (-)	65 (-)

- (注) 1 売上高及び営業収益には、消費税等は含まれておりません。
- 2 当社は、平成26年7月1日付で持株会社体制へ移行いたしました。このため、第45期以降は第44期以前と比較して経営指標等は変動しております。
- 3 当社は、平成28年1月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割を実施しております。第43期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2 【沿革】

年月	沿革
昭和45年3月	企業経営の総合診断を主業務として株式会社日本マーケティングセンター(現株式会社船井総研ホールディングス 資本金1,000千円)を設立。
昭和45年9月	経営者のための経営戦略研究会として会員制組織コスモスクラブ設立。
昭和46年8月	関東地区の業務拡張のため東京事務所(東京都港区)を開設。
昭和53年3月	名古屋、福岡等の各主要都市に地域の経営者のための経営研究会として地域フナイクラブ設立。
昭和56年12月	大阪本社を大阪市北区太融寺町に移転。
昭和60年3月	商号を「株式会社日本マーケティングセンター」から「株式会社船井総合研究所」に変更。
昭和63年9月	大阪証券取引所市場第二部(特別指定銘柄)に上場。
平成2年5月	船井ファイナンス株式会社(船井キャピタル株式会社)を設立。
平成5年6月	大阪証券取引所市場第二部に指定される。
平成8年9月	大阪本社を大阪市北区豊崎に移転。
平成12年2月	株式会社船井情報システムズを設立(現連結子会社。平成26年7月に株式会社船井総研ITソリューションズに商号変更)。
平成12年5月	船井総研ロジ株式会社を設立。
平成15年3月	船井総研ロジ株式会社の株式一部売却により連結の範囲から除外。
平成16年12月	東京証券取引所市場第二部に上場。
平成17年4月	東京本社を東京都千代田区丸の内に移転。
平成17年12月	東京証券取引所及び大阪証券取引所市場第一部に指定される(平成25年7月 現物市場統合に伴い大阪証券取引所市場第一部は東京証券取引所市場第一部に統合)。
平成22年7月	大阪本社を大阪市中央区北浜に移転。
平成24年1月	中国(上海)に船井(上海)商務信息咨询有限公司を設立(現連結子会社)。
平成25年9月	船井キャピタル株式会社を清算終了。
平成25年11月	持株会社体制への移行のため、株式会社船井総合研究所分割準備会社(現連結子会社。平成26年7月に株式会社船井総合研究所に商号変更)及び株式会社船井総研コーポレトリレーションズ分割準備会社(現連結子会社。平成26年7月に株式会社船井総研コーポレトリレーションズに商号変更)を設立。
平成26年1月	船井総研ロジ株式会社を完全子会社化(現連結子会社)。
平成26年7月	持株会社体制に移行し、商号を株式会社船井総研ホールディングスに変更。 経営コンサルティング事業を株式会社船井総合研究所に、営業サポート業務を株式会社船井総研コーポレトリレーションズにそれぞれ継承。
平成27年2月	株式会社プロシードを完全子会社化(現連結子会社)。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社6社で構成され、経営コンサルティング事業を主な事業内容とし、さらに当該事業に関連するロジスティクス事業及びその他のサービス等の事業活動を展開しております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当社グループの事業における各社の位置づけ及びセグメントとの関連は次のとおりであります。

(1) 経営コンサルティング事業

経営コンサルティング業務を中心に、総合コンサルティング事業を遂行する体制及び組織を有しておりますが、企業経営に係わるコンサルティング業務の他に業種・テーマ別の経営研究会・セミナー等を実施しております。

主な関係会社・・・株式会社船井総合研究所、株式会社船井総研コーポレートリレーションズ、
船井（上海）商務信息咨询有限公司

(2) ロジスティクス事業

クライアントの物流コスト削減等を目的とした物流コンサルティング業務、物流業務の設計・構築・運用等を実行する物流オペレーション業務、及び購買コスト削減等を共同購買で具現化する物流トレーディング業務を営んでおります。

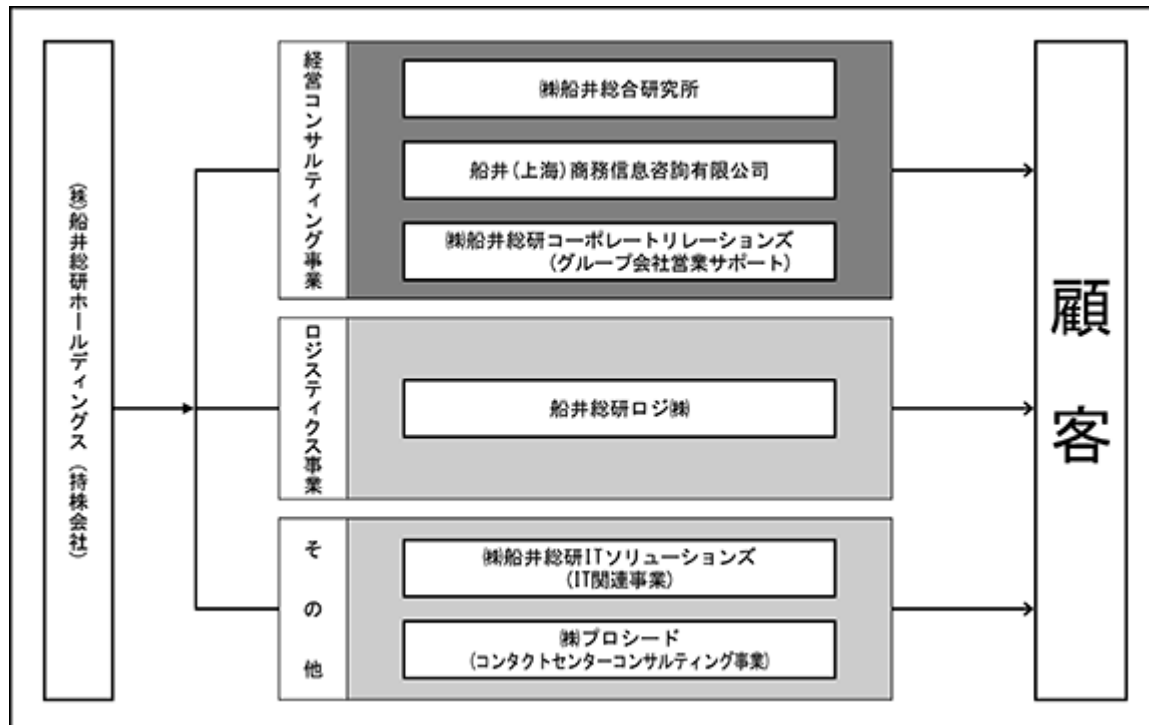
主な関係会社・・・船井総研ロジ株式会社

(3) その他

株式会社船井総研ITソリューションズがIT関連事業、株式会社プロシードがコンタクトセンターコンサルティング事業を営んでおります。

主な関係会社・・・株式会社船井総研ITソリューションズ、株式会社プロシード

当社グループの事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) ㈱船井総合研究所 (注) 2、3	大阪市中央区	3,000,000	経営コンサルティング 事業	100.0	建物の賃貸等 役員の兼任等...有
船井総研ロジ㈱(注) 4	大阪市中央区	98,000	ロジスティクス事業	100.0	建物の賃貸等 役員の兼任等...有
㈱船井総研 コーポレートリレーションズ	大阪市中央区	50,000	経営コンサルティング 事業	100.0	建物の賃貸等 役員の兼任等...有
㈱プロシード	東京都千代田区	100,000	その他	100.0	建物の賃貸等 役員の兼任等...有
㈱船井総研ITソリューションズ	東京都品川区	60,000	その他	100.0	役員の兼任等...有
船井(上海)商務信息咨询有限公司	中国上海市	50,000	経営コンサルティング 事業	100.0	役員の兼任等...無

(注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 特定子会社であります。

3 ㈱船井総合研究所については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	13,705,786	千円
	経常利益	3,504,977	千円
	当期純利益	2,342,205	千円
	純資産額	8,797,585	千円
	総資産額	11,946,290	千円

4 船井総研ロジ㈱については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	1,929,321	千円
	経常利益	96,403	千円
	当期純利益	67,736	千円
	純資産額	160,352	千円
	総資産額	516,410	千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
経営コンサルティング事業	759 (23)
ロジスティクス事業	22 (7)
その他	27 (1)
全社(共通)	65 (-)
合計	873 (31)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

2 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない従業員であります。

(2) 提出会社の状況

平成28年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
65 (-)	38.8	8.4	6,649

セグメントの名称	従業員数(名)
全社(共通)	65 (-)
合計	65 (-)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社、(株)船井総合研究所及び(株)船井総研コーポレートリレーションズには、労働組合(組合員数784人)が組織されておりますが、上部団体には加盟しておりません。また、その他の子会社においては労働組合は組織されておられません。

なお、労使関係について特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなか、政府による各種政策の効果により景気回復に向け緩やかに持ち直しつつありましたが、一方で中国経済をはじめとした海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響を中心に予断を許さない状況が続きました。このような状況の下、当社グループは主力事業である経営コンサルティング事業の業績が好調に推移し、連結経営成績は過去最高の売上高及び利益を達成することができました。

主力事業の経営コンサルティング事業における最大の特徴ともいえる月次支援型コンサルティング業務の契約継続率の向上と業種・テーマ別経営研究会の会員数の順調な増加により、コンサルティング件数が順調に増加いたしました。また、ロジスティクス事業におきましては大型案件の受注も重なり売上高が増加し、これらの結果、売上高は16,433百万円（前連結会計年度比11.7%増）、営業利益は3,859百万円（同10.4%増）、経常利益は3,866百万円（同4.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,558百万円（同5.5%増）となりました。

当連結会計年度のセグメント別の業績の概況は次のとおりであります。

経営コンサルティング事業

経営コンサルティング事業におきましては、前連結会計年度からさらに実績を伸ばし過去最高の売上高を更新いたしました。当事業の主力部門である住宅・不動産業界向けコンサルティング部門、医療・介護・福祉業界向けコンサルティング部門において引続き順調に売上高を伸ばし、当事業の売上高増加に大きく寄与いたしました。

業務区分別の売上高につきましては、国内でも最大級の展開を行っている業種・テーマ別経営研究会において、会員企業数の順調な増加により、会費収入は引続き高い成長率を継続することができました。会員数が増加したことにより、月次支援型コンサルティング業務においても契約の受注及び更新が安定し売上高が増加いたしました。さらに、インターネット広告運用代行支援や人材採用コンサルティングなど新規業務の展開も順調に進捗いたしました。

これらの結果、売上高は14,104百万円（前連結会計年度比12.0%増）、営業利益は3,737百万円（同12.0%増）となりました。

ロジスティクス事業

ロジスティクス事業におきましては、主力の物流オペレーション業務において出荷倉庫の拠点を大阪に集約し、新規顧客の獲得も順調に推移し計画通りの売上高を達成することができました。物流コンサルティング業務につきましては、定期的な研究会開催と既存顧客の継続案件に加え、人気セミナーの開催等の効果により新規顧客の受注件数も増加し、引続き安定的な売上高を維持しました。また、利益率の高い物流コンサルティング業務が順調に伸長したため営業利益も増益となりました。

これらの結果、売上高は1,729百万円（前連結会計年度比3.9%増）、営業利益は93百万円（同18.2%増）となりました。

その他

その他の事業のコンタクトセンターコンサルティング事業におきましては、COPC認証制度の支援を軸とした受注増加及び資格更新による研修の増加に後押しされ、計画以上の売上高を達成することができました。しかしながら、IT関連事業におきましては、当初の計画を達成することができず、厳しい状況が続きました。

これらの結果、売上高は574百万円（前連結会計年度比36.6%増）、営業利益は5百万円（前連結会計年度は営業損失28百万円）となりました。

なお、当連結会計年度より、主な不動産賃貸物件を売却したことを契機として当社の取締役会における連結業績管理方法を見直し、「その他」に含めておりました不動産賃貸業務に関する収入等を報告セグメントに帰属しない「調整額」として計上する方法に変更しております。詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて1,537百万円増加し、8,663百万円となりました。

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は2,813百万円（前連結会計年度は2,008百万円の資金の獲得）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が3,945百万円となり、減価償却費が242百万円、売上債権の増加額が172百万円、法人税等の支払額が1,658百万円、法人税等の還付額が395百万円となったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は412百万円（前連結会計年度は671百万円の資金の獲得）となりました。これは主に、有価証券及び投資有価証券の取得並びに売却による差引収入が640百万円、有形及び無形固定資産の取得並びに売却による差引支出が227百万円となったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は1,689百万円（前連結会計年度は1,181百万円の資金の使用）となりました。これは主に、自己株式の取得及び売却による差引支出が473百万円、配当金の支払額が1,099百万円となったことによるものであります。

(参考) キャッシュ・フロー関連指標の推移

	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期	平成28年12月期
自己資本比率(%)	83.2	85.3	81.1	81.3	83.5
時価ベースの自己資本比率(%)	86.9	127.5	137.0	263.2	270.2
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)	0.4	0.4	0.2	0.3	0.2
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	170.1	221.9	250.7	326.3	355.8

(注) 1 各指標は、いずれも連結ベースの財務数値を用いて、以下の計算式により算出しております。

自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / 営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー / 利払い

2 株式時価総額は、期末株価終値 × 自己株式控除後の期末発行済株式数により算出しております。

3 有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち、短期借入金、1年内償還予定の社債及び社債を対象としております。

4 営業キャッシュ・フロー及び利払いは、連結キャッシュ・フロー計算書に計上されている「営業活動によるキャッシュ・フロー」及び「利息の支払額」を用いております。

2 【受注及び販売の状況】

(1) 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
経営コンサルティング事業	11,609,519	104.4	5,295,974	101.6
ロジスティクス事業	137,573	99.3	40,866	85.2
その他	495,456	110.5	68,139	89.0

- (注) 1 経営コンサルティング事業については、会費収入、セミナー収入は継続収入であるため、コンサルティング収入についてのみ記載いたしました。
- 2 ロジスティクス事業については、物流コンサルティング収入についてのみ記載しております。
- 3 その他の事業については、ITコンサルティング収入及びコンタクトセンターコンサルティング収入についてのみ記載しております。
- 4 金額は販売価格で表示しております。
- 5 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
経営コンサルティング事業	14,104,365	112.0
ロジスティクス事業	1,729,472	103.9
その他	574,697	136.6

- (注) 1 販売実績は、外部顧客に対する売上高を表示しております。
- 2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 総販売実績に対して10%以上に該当する相手先はありません。

3 【対処すべき課題】

国内経済は、政府による経済再生に向けた各種政策の効果により企業収益が改善されるなど緩やかに持ち直しつつあるものの、中国経済をはじめとした海外景気の減速や、米国や欧州の政治動向を中心に予断を許さない状況下にあります。各企業は、この局面を乗り切るため、経営資源をより効率的に活用する必要があり、そのための的確な投資判断や経営判断が求められます。

このような状況は、経営コンサルティング事業を主力事業とする当社グループにとってはビジネス拡大のチャンスであるとしております。当社グループの新たな成長局面を迎えるために、当社のグループビジョンである「仕事を通じて、人と企業を幸せにする 常に社会に必要とされるグループ経営をめざす」を基に、真に顧客の求めるニーズをとらえ、各業界の時流に適したコンサルティングサービスを提供し、常に顧客に寄り添い、顧客とともに進化し、広く社会に貢献できるよう以下の課題に取り組んでまいります。

(1) 経営研究会の拡充

経営コンサルティング事業を中心に展開しております経営者向けの業界別・テーマ別経営研究会において、業界動向や成功事例などの情報交換を活発に行い、研究会ごとに時流に適した業績向上ソリューションの研究を行っております。経営研究会の会員数増加は、当事業の売上高の70%以上を占める月次支援型コンサルティング業務との相乗効果が高く、経営全体を牽引することから、経営研究会の拡充が重要な課題であると認識しております。経営者向けセミナーや既存顧客などを通じて経営研究会への誘導を図り、平成28年12月時点で会員数6,115社から平成32年12月末を目処に10,000社を目指してまいります。

(2) 優秀な人財の採用、育成の強化、定着率の向上

経営コンサルティング事業の業績を向上するためには、各個人のコンサルティング力の向上が不可欠であり、優秀な人財の確保が必要であります。この点に関しては、当社グループの知名度の向上に伴い、新卒採用者・中途採用者ともに、潜在能力の高い人財を多く獲得できるようになりました。国内外を問わず、広く採用・募集活動を実施しており、より質の高い人財の獲得に注力しております。

さらに、優秀な人財が定着することで、顧客との関係性が継続的に強化され、契約継続率が向上し業績の安定化につながります。こうしたことから、採用した能力の高い社員を優秀なコンサルタントに育成し、定着させることが、当社グループの重要な課題と考えております。また、働き方改革の推進により労働時間の見直しや、育児等と就業の両立支援の制度の導入など女性の活躍機会の向上に積極的に取り組んでまいります。

今後も、コンサルタントがより長く、より働きやすくなる環境づくりを目指してまいります。

(3) グループ経営の強化

当社グループが中小・中堅企業に対する企業経営に関する「総合経営コンサルティンググループ」を目指すため、従来の業界別コンサルティングである成長実行支援及び人材開発支援の拡充のほかに、今後は中小・中堅企業の企業価値向上支援の実行に向けた体制を整える必要があります。M&Aや業務提携を通じてコンサルティングサービスの質の向上及び領域の拡大を図り、グループ会社間の連携をより促進するためにもグループ経営を強化し、顧客企業の経営者に対して最適なコンサルティングサービスを提供できる体制を整備してまいります。

(4) 海外市場への展開

海外市場への展開については、当社グループは進出先としてアジア市場を対象を絞っております。既に国内企業の海外進出をサポートするコンサルティング業務を行ってまいりましたが、海外におけるニーズに対して適切なコンサルティングサービスを拡充していくために、現地での営業展開や人材採用のほか、市場の活性化を目的とした顧客同士の学びの場としての研究会を提案してまいります。国内売上比率が圧倒的に高い状況が続いておりますが、今後は大きく事業拡大が期待できる市場であると考えております。

(5) 企業の社会的責任（CSR）に基づく経営

当社グループの健全な成長を確保し、企業価値の向上を図るために、企業の社会的責任（CSR）に立脚した経営が不可欠と認識しております。当社グループといたしましては、企業の社会的責任を果たすべく、リスク管理やコンプライアンスを徹底し、総合的な経営コンサルティング業務を通じて、当社グループに関わる人・企業、そして社会に対して、より良い未来を提案し、その実現を全力で支援することを基本理念としております。この基本理念に基づき、社会の発展に結実する経営を目指してまいります。

(6) 内部統制、コーポレート・ガバナンスの向上

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、コーポレート・ガバナンスの向上が不可欠と認識しており、「コーポレートガバナンス・コード」の適切な実践や、内部統制機能の確立は極めて重要な課題であると考えております。社外取締役のみで構成される「ガバナンス委員会」を設置し、適切なコーポレート・ガバナンスの検討を定期的に行っており、併せて、内部統制報告制度に対応し、経営の透明性と健全性の確保を目的とした内部統制ルールを導入し、運用しております。また、取締役会の監査・監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実、経営の公平性・効率性の向上のため、平成28年3月に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これらにより、当社グループにおける戦略及び事業目的の推進を組織として機能させ、より適正かつ効率的な経営を遂行し、事業基盤の強化を図ってまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営コンサルティング事業が経営成績上大きなウエイトを占めていることについて

経営コンサルティング事業は、当社グループの中核事業であり、収益面においても利益面においても大きな比重を占めております。

当社グループ(連結)の平成27年12月期及び平成28年12月期における売上高及び営業損益の内訳(金額及び構成比)は、下表のとおりであります。

	(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)				(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)			
	売上高		営業損益		売上高		営業損益	
	金額 (百万円)	構成比率 (%)	金額 (百万円)	構成比率 (%)	金額 (百万円)	構成比率 (%)	金額 (百万円)	構成比率 (%)
経営コンサルティング事業	12,593	85.6	3,335	95.4	14,104	85.8	3,737	96.8
ロジスティクス事業	1,664	11.3	78	2.3	1,729	10.5	93	2.4
その他	420	2.9	28	0.8	574	3.5	5	0.2
消去又は全社	39	0.2	111	3.1	24	0.2	23	0.6
合計	14,717	100.0	3,497	100.0	16,433	100.0	3,859	100.0

(2) 当社グループの中核事業である経営コンサルティング事業に関連するリスクについて

経営コンサルティング業界を取り巻く環境について

当社グループにおいては、主に株式会社船井総合研究所が企業・法人を対象とした経営コンサルティングを行っております。

経営コンサルティング事業は、様々な分野において、幅広い専門知識や情報・技術をもって、企画立案・指導助言などのサービスを行う専門サービス業であります。このうち、当社グループが属する経営コンサルティング事業は、弁護士、公認会計士、税理士等のように法律によって保護される業態とは異なり、開業に際し必ずしも特別な資格取得の必要でない業態であります。

わが国における当業界の市場規模は、欧米と比較し経済規模としては相対的に小さいとの指摘がなされております。今後、わが国における企業経営が成熟するに従い、経営コンサルティングなどの知的専門サービスに対するニーズは高まりますが、こうした知的専門サービスに対する理解並びに認識が十分に高まらず、当社が顧客ニーズに適合しない方向に向かった場合は、当社の収益の拡大も限定的なものに留まる可能性があります。

当業界におけるコンサルタント会社は、顧客満足度の高いサービスを提供するために、日々の業務等から得られたノウハウを蓄積し、新たな方法論(顧客の現状分析方法や現状分析に基づいた現状改革の方法)の構築を行っており、今後当業界はさらに競争が厳しくなると予想されます。顧客ニーズに対応できる企業とそうでない企業との二極化の傾向が生じており、今後、合従連衡を含む業界再編が進展していく可能性もあります。

株式会社船井総合研究所の事業内容並びに顧客開拓について

当社グループの中核事業会社である株式会社船井総合研究所は、企業経営者が抱える様々な経営上の問題に対し、業種業態ごとに対応したマーケティング・顧客管理・人事などの経営に関するコンサルティングを通じ、顧客企業の育成及び発展を支援しております。

また、顧客企業に対する直接的なコンサルティング活動の他に、多岐に亘る経営課題並びに時流に即した経営セミナーの主催、また、経営戦略の研究や会員相互の交流による事業の可能性を広げるネットワーク作りを目的とする、多様なメンバーから構成された会員制組織である経営研究会を運営しております。

顧客開拓につきましては、既存顧客からの紹介、主催するセミナーによる集客、研究会のネットワーク拡充及び無料経営相談などにより顧客開拓を図っております。

顧客基盤におきましては、創業以来、流通業を主要な顧客基盤としておりましたが、現在においては、サービス業、消費財メーカー、官公庁や大企業等、顧客基盤は拡大してきております。

株式会社船井総合研究所は、顧客開拓を専門に行う営業部門を有しておらず、今後も上記のようなコンサルティング活動を通じて顧客開拓を図る方針ですが、顧客開拓のための活動や手法が有効に機能しなくなる等の事態が生じた場合においては、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

コンサルタントへの依存について

経営コンサルティング事業において、コンサルタント1人当たりの業務量には限界があることから、事業拡大を図るには優秀なコンサルタントの増員が不可欠であります。そのために、社内教育の研修プログラムにおいてコンサルタントとしての基本姿勢及び必要な知識を習得させ、また、通常3～8名程度で構成されるチームで実際の現場におけるコンサルティング業務を通じ、個々のコンサルタントのレベルアップと知識ノウハウの社内共有を図り人材の育成に努めております。とりわけ育児等と就業の両立支援の制度の導入により女性の活躍機会の向上に積極的に取り組んでおり、優秀な人材の定着に努めております。さらに、新たな人材確保においては、新卒採用の他に各分野での経験者の採用を積極的に進め、潜在能力の高い人材の獲得に努めております。

今後においても優秀な人材の確保及び優秀なコンサルタントへの育成に努め、引続き増員を図る方針ですが、当社グループが求める人材の確保及び育成が進捗しない場合においては、コンサルタントへの依存が高い当社の事業並びに業績に影響を及ぼすことになります。

また、当事業の性格上、個々のコンサルタントの意識や能力等により、パフォーマンスに差が生じることも事実であります。当社は、社員のモチベーション及び帰属意識をより高めるために、人事評価制度における見直しを行い、個々の成果がより反映される給与体系を導入、また3ヶ月毎に実績に応じた昇格が可能となる制度を導入しております。しかしながら、能力の高いコンサルタントの中には独立志向が高い人材がいる可能性もあり、一部の重要な人材の離職があれば、業績において一時的な影響を受ける可能性があります。

海外事業におけるカントリーリスクについて

当社は中国上海市に子会社を有しており、主に国内企業の中国進出サポート及び現地における営業マーケティングのコンサルティング活動を展開しております。中国市場におけるコンサルティングニーズは高い一方で、カントリーリスクが依然として高い状況にあります。具体的には、反日活動による日本製品への影響、税務・法務諸制度の度重なる変更による影響、政治・経済状況の激変によるマーケットに与える影響、大気汚染をはじめとした環境問題による従業員の健康への影響、その他、為替リスクなど海外事業特有のカントリーリスクがあげられます。今後も中国ビジネスにおけるコンサルティングニーズは高まるものと考えておりますが、上記のようなカントリーリスクにより、当社グループに一時的に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 経営コンサルティング事業以外の事業に関連するリスクについて

船井総研ロジ株式会社は、ロジスティクス事業を行っており、顧客の物流コスト削減等を目的とした物流コンサルティング業務、物流業務の設計・構築・運用等を実行する物流オペレーション業務、及び購買コスト削減等を共同購買で具現化する物流トレーディング業務等を実施しております。物流業務は顧客との良好な関係により成立するため、常に競合会社からの営業活動にさらされております。

また、サービスや物品を仕入販売するモデルであるため、仕入価格、特に相場に左右される商材やサービス（燃料、ダンボール、トラック運賃等）を扱うため常に仕入価格と販売価格の調整が必要となり、その成否によって利幅が変動するリスクや販売先の債務不履行リスクがあります。

オペレーション業務については、荷物事故、車両事故等、予期しない業務事故が発生する可能性を秘めており、また、共同購買では品質における瑕疵等が考えられ、その対応処置に応じて、当社グループの実績に影響を及ぼす可能性があります。

株式会社船井総研ITソリューションズは、IT関連事業を行っており、主に基幹システム導入サポートやITコスト削減支援などのITコンサルティング業務を行っております。IT関連業界においては技術革新のスピードが速く、また競合他社においても大手企業はもとより新興企業が多数存在し、競争の激しい業界であります。このような業界においては、刻々と変化、複雑化する顧客ニーズに対的確に対応する必要があり、同社が顧客ニーズに対応できない場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

株式会社プロシードは、コンタクトセンターコンサルティング事業を行っており、米国COPC社との日本独占ライセンス契約に基づいて、COPC組織認証等個人向けトレーニングを実施しているため、COPC社の経営方針、サービス内容の変化等によって、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 当社グループ戦略等について

事業領域の見直しについて

当社グループは、現経営陣のもと、事業戦略の見直しを行った結果、中核事業であり安定した利益の見込まれる経営コンサルティング事業については、当面事業の拡大は可能と判断し、当該事業及びその周辺事業に経営資源を集中する方針を採っております。

当該方針に従い、今後、経営コンサルティング事業とシナジー効果の高い周辺事業などの新規の事業領域への進出を図ることにより、初期投資によるコスト発生及び投資計画と業績実績との乖離が発生した場合、当社グループの経営成績に一時的に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループのブランド力について

創業者の船井幸雄が築いてきた「船井総合研究所」ブランドは、経営コンサルティング事業をはじめとする当社グループの事業展開の上で不可欠であり、このブランドを維持・発展することは、当社グループの事業基盤拡大の上で非常に重要であります。しかしながら、コンサルタントの質の低下や当社グループが提供するサービスが、顧客ニーズに必ずしも合致したものではなくなる状況が生じ、顧客からの信頼獲得に影響を及ぼす等の事態が生じた場合には、ブランド力の低下に繋がります。また、「船井総合研究所」あるいは「船井総研」の商標を冠する各社等にリーガル・コンプライアンスやコーポレート・ガバナンス上の諸問題が発生した場合にはブランドの毀損に繋がり、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 情報漏えい等に関するリスクについて

当社グループは、顧客の機密情報について機密保持契約等により守秘義務を負っております。当社グループでは、役職員等に対してeラーニングを用いた教育・研修等による情報管理の重要性の周知徹底、システムによるセキュリティ対策等、機密保持に努めております。しかしながら、万一、情報漏えいや情報流出が生じた場合、当社グループの信用及び業績に影響を与える可能性があります。

(6) 内部管理体制について

当社グループは、持続的な成長と中長期的に企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけております。当社グループでは業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備及び運用しております。しかしながら、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な事業運営が困難となり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、必要と思われる見積りを合理的な基準に基づいて実施しております。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べて602百万円増加し、22,862百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べて1,036百万円増加し、12,249百万円となりました。これは主に、現金及び預金が増加し、有価証券及びその他の流動資産に含まれる未収入金が減少したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて433百万円減少し、10,613百万円となりました。これは主に、投資有価証券、ソフトウェア及びのれんが減少したことによるものであります。

(負債の部)

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて452百万円減少し、3,590百万円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べて582百万円減少し、2,663百万円となりました。これは主に、未払法人税等が減少したことによるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて130百万円増加し、927百万円となりました。これは主に、長期借入金が増加したことによるものであります。

(純資産の部)

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べて1,055百万円増加し、19,272百万円となりました。これは主に、利益剰余金が増加したことによるものであります。

その結果、自己資本比率は前連結会計年度末より2.2ポイント増加し83.5%となりました。

(3) 経営成績の分析

売上高・・・16,433百万円（前連結会計年度比11.7%増）

主力事業の経営コンサルティング事業における最大の特徴ともいえる月次支援型コンサルティング業務の契約継続率の向上と業種・テーマ別経営研究会の会員数の順調な増加によりコンサルティング件数も順調に増加いたしました。また、ロジスティクス事業におきましては大型案件の受注も重なり売上高が増加し、これらの結果、売上高は16,433百万円（前連結会計年度比11.7%増）となりました。

営業利益・・・3,859百万円（前連結会計年度比10.4%増）

営業利益におきましては、売上原価は10,689百万円（前連結会計年度9,625百万円）、販売費及び一般管理費が1,883百万円（同1,595百万円）となったものの、上記の売上高増加に伴って3,859百万円（前連結会計年度比10.4%増）となりました。

経常利益・・・3,866百万円（前連結会計年度比4.8%増）

経常利益におきましては、前期までの組織再編に伴う還付消費税等の計上が終了したため営業外収益は70百万円（前連結会計年度263百万円）となり3,866百万円（前連結会計年度比4.8%増）にとどまりました。

親会社株主に帰属する当期純利益・・・2,558百万円（前連結会計年度比5.5%増）

親会社株主に帰属する当期純利益におきましては、特別利益として投資有価証券売却益を111百万円計上、法人税等合計が1,386百万円（前連結会計年度1,190百万円）により2,558百万円（前連結会計年度比5.5%増）となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当社グループの中核事業であります経営コンサルタント事業は、収益面においても大きな比重を占めております。当業界におけるコンサルタント会社は、顧客満足度の高いサービスを提供するために、日々の業務等から得られたノウハウを蓄積し、新たな方法論（顧客の現状分析方法や現状分析に基づいた現状改革の方法）の構築を行っており、今後当業界はさらに競争が厳しくなると予想されます。

したがって、顧客ニーズに適合するサービスを提供できないと、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

特に記載すべき事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成28年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	リース資産	ソフトウェア	合計	
大阪本社 (大阪市中央区)	全社(共通)	事務所設備	723,991	672,635 (524.12)	-	1,671	1,398,299	35
東京本社 (東京都千代田区) (注)	全社(共通)	事務所設備	113,110 [2,561.62]	-	4,378	-	117,488	21

(注) 建物及び構築物の[]内は連結会社以外から賃借している建物の面積(単位:㎡)であります。

(2) 国内子会社

平成28年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	リース資産	ソフトウェア	合計	
(株)船井 総合研究所	五反田 オフィス (東京都 品川区)	経営コンサル ティング事業	セミナー 施設	306,813	3,387,653 (389.95)	-	-	3,694,466	-
(株)船井総研 コーポレートリ レーションズ	本社 (大阪市 中央区)	経営コンサル ティング事業	事務所設備	4,524 [332.24]	-	6,156	227,606	238,287	63

(注) 建物及び構築物の[]内は連結会社以外から賃借している建物の面積(単位:㎡)であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	130,000,000
計	130,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (平成28年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年3月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	36,000,572	35,500,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 100株であります。
計	36,000,572	35,500,000	-	-

(注)平成29年2月17日開催の取締役会決議により、平成29年2月28日付で自己株式500,572株を消却いたしました。
このため、提出日現在の発行済株式総数は500,572株減少し、35,500,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成24年4月17日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権

当社取締役、執行役員、子会社取締役及び子会社執行役員に対する株式報酬型ストックオプション

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
平成24年4月17日決議		
新株予約権の数	330個 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	39,600株 (注)1、5	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年5月8日～ 平成54年5月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 244円 (注)2 資本組入額 122円 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、120株であります。

ただし、平成24年5月7日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価243円を合算しております。

3 (1) 新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社及び子会社における取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。

(2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

新株予約権者が平成53年5月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成53年5月8日から平成54年5月7日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 上記(1)及び(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、（注）3に準じて決定する。
- 5 平成28年1月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成24年4月17日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権
当社従業員、子会社取締役及び子会社従業員に対するストックオプション

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
平成24年4月17日決議		
新株予約権の数	755個 (注) 1	725個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	90,600株 (注) 1、6	87,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり372円 (注) 2、6	同左
新株予約権の行使期間	平成26年5月8日～ 平成29年5月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 436円 (注) 3 資本組入額 218円 (注) 6	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得につい ては、当社取締役会の決議による承 認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、120株であります。

ただし、平成24年5月7日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

当該調整後付与株式数を適用する日については(注)2(2)の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

- 2 (1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の または を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「適用日」という)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

- (3) 上記(1) 及び に定める場合の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当または他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 3 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額372円と付与日における公正な評価単価64円を合算しております。
- 4 (1) 新株予約権者は以下の条件を満たした場合に限り、権利行使ができるものとする。
平成23年12月期の連結営業利益額に対して、平成25年12月期の連結営業利益額が上回った場合、新株予約権の権利行使期間の最終日まで権利行使ができるものとする。
- (2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1 に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、(注)4に準じて決定する。
- 6 平成28年1月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成25年4月16日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権

当社取締役、執行役員、子会社取締役及び子会社執行役員に対する株式報酬型ストックオプション

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
平成25年4月16日決議		
新株予約権の数	400個 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	48,000株 (注) 1、5	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成25年5月8日～ 平成55年5月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 388円 (注) 2 資本組入額 194円 (注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

- (注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、120株であります。ただし、平成25年5月7日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価387円を合算しております。
- 3 (1) 新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社及び子会社における取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が平成54年5月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成54年5月8日から平成55年5月7日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、（注）3に準じて決定する。
- 5 平成28年1月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成25年4月16日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権
当社従業員、子会社取締役及び子会社従業員に対するストックオプション

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
平成25年4月16日決議		
新株予約権の数	1,345個 (注) 1	1,285個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	161,400株 (注) 1、6	154,200株
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり518円 (注) 2、6	同左
新株予約権の行使期間	平成27年5月10日～ 平成30年5月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 615円 (注) 3 (注) 6 資本組入額 308円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、120株であります。

ただし、平成25年5月9日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。当該調整後付与株式数を適用する日については(注)2(2)の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

- 2 (1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の または を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「適用日」という)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

- (3) 上記(1) 及び に定める場合の他、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当または他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 3 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額518円と付与日における公正な評価単価97円を合算しております。
- 4 (1) 新株予約権者は以下の条件を満たした場合に限り、権利行使ができるものとする。
平成24年12月期の連結営業利益額に対して、平成26年12月期の連結営業利益額が上回った場合、新株予約権の権利行使期間の最終日まで権利行使ができるものとする。
- (2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、(注)4に準じて決定する。
- 6 平成28年1月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成26年4月15日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権

当社取締役、執行役員、子会社取締役及び子会社執行役員に対する株式報酬型ストックオプション

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
平成26年4月15日決議		
新株予約権の数	400個 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	48,000株 (注) 1、5	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成26年5月8日～ 平成56年5月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 393円 (注) 2 (注) 5 資本組入額 197円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

- (注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、120株であります。ただし、平成26年5月7日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価392円を合算しております。
- 3 (1) 新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社及び子会社における取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- 新株予約権者が平成55年5月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成55年5月8日から平成56年5月7日
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、（注）3に準じて決定する。
- 5 平成28年1月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成27年5月23日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権

当社取締役、執行役員、子会社取締役及び子会社執行役員に対する株式報酬型ストックオプション

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
平成27年5月23日決議		
新株予約権の数	520個 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	62,400株 (注) 1、5	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成27年6月19日～ 平成57年6月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 796円 (注) 2 資本組入額 398円 (注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、120株であります。

ただし、平成27年6月18日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価795円を合算しております。

3 (1) 新株予約権者は、行使可能な期間内に、割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役並びに執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。

(2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

新株予約権者が平成56年6月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成56年6月19日から平成57年6月18日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 上記(1)及び(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、（注）3に準じて決定する。
- 5 平成28年1月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成28年4月21日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権

当社取締役、執行役員、子会社取締役及び子会社執行役員に対する株式報酬型ストックオプション

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
平成28年4月21日決議		
新株予約権の数	600個 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	72,000株 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成28年5月13日～ 平成58年5月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,205円 (注) 2 資本組入額 603円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は、120株であります。

ただし、平成28年5月12日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

2 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価1,204円を合算しております。

3 (1) 新株予約権者は、行使可能な期間内に、割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役並びに執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)以降、新株予約権を行使することができる。

(2) 前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、行使可能な期間内において、以下の または に定める場合(ただし、 については、組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

新株予約権者が平成57年5月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成57年5月13日から平成58年5月12日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 上記(1)及び(2)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定する。
以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
前記、（注）3に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年12月22日(注)1	1,000,000	30,251,477	-	3,125,231	-	2,946,634
平成27年6月5日(注)1	251,000	30,000,477	-	3,125,231	-	2,946,634
平成28年1月1日(注)2	6,000,095	36,000,572	-	3,125,231	-	2,946,634

(注)1 自己株式の消却による減少であります。

2 平成28年1月1日付で、普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が6,000,095株増加しております。

3 平成29年2月28日付で自己株式500,572株の消却を行っております。これにより、提出日現在の発行済株式総数は500,572株減少し、35,500,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

平成28年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	29	25	100	120	4	12,309	12,587	-
所有株式数 (単元)	-	86,030	2,919	49,639	45,954	49	172,754	357,345	266,072
所有株式数 の割合(%)	-	24.08	0.82	13.89	12.86	0.01	48.34	100.0	-

(注)1 当社の自己株式2,369,101株は、「個人その他」に23,691単元及び「単元未満株式の状況」に1株を含めて記載しております。

2 証券保管振替機構名義の株式540株は、「その他の法人」に5単元及び「単元未満株式の状況」に40株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社船井本社	静岡県熱海市西山町19番6号	3,788	10.52
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,105	5.85
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	1,301	3.61
船井和子	静岡県熱海市	1,071	2.97
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	817	2.27
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	708	1.97
船井勝仁	東京都渋谷区	704	1.96
船井総研グループ従業員持株会	大阪市中央区北浜4丁目4番10号	649	1.80
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) REFIDELITY FUNDS (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カスタディ業務部)	50 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	640	1.78
TAIYO HANEI FUND, L.P. (常任代理人 シティバンク銀行株式 会社 証券業務部)	CLIFTON HOUSE, 75 FORT STREET, PO BOX 1350 GRAND CAYMAN KY1-1108, CAYMAN ISLANDS (東京都新宿区新宿6丁目27-30)	614	1.71
計	-	12,402	34.45

(注) 当社は自己株式2,369千株(6.58%)を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,369,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 33,365,400	333,654	-
単元未満株式	普通株式 266,072	-	-
発行済株式総数	36,000,572	-	-
総株主の議決権	-	333,654	-

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が500株(議決権5個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が40株、当社所有の自己株式が1株含まれております。

【自己株式等】

平成28年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社船井総研ホール ディングス	大阪市中央区北浜4丁目 4番10号	2,369,100	-	2,369,100	6.58
計	-	2,369,100	-	2,369,100	6.58

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。なお、「付与対象者の区分及び人数」については、決議時点の内容で記載しております。

会社法第361条の規定に基づき、決議時点の当社取締役及び執行役員に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬について、平成24年4月17日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

決議年月日	平成24年4月17日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役6名(社外取締役を除く)及び執行役員6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、決議時点の当社従業員及び子会社取締役に対して、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行することについて、平成24年4月17日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

決議年月日	平成24年4月17日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員173名及び子会社取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

会社法第361条の規定に基づき、決議時点の当社取締役及び執行役員に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬について、平成25年4月16日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

決議年月日	平成25年4月16日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役7名(社外取締役を除く)及び執行役員6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、決議時点の当社従業員及び子会社取締役に対して、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行することについて、平成25年4月16日の取締役会において次のとおり決議しております。

決議年月日	平成25年4月16日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員204名及び子会社取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

会社法第361条の規定に基づき、決議時点の当社取締役及び執行役員に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬について、平成26年4月15日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

決議年月日	平成26年4月15日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役7名（社外取締役を除く）及び執行役員6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

会社法第361条の規定に基づき、決議時点の当社取締役、執行役員、当社子会社取締役及び当社子会社執行役員に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬について、平成27年5月23日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

決議年月日	平成27年5月23日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名（社外取締役を除く）、当社執行役員2名、子会社取締役8名及び子会社執行役員4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

会社法第361条の規定に基づき、決議時点の当社取締役、執行役員、当社子会社取締役及び当社子会社執行役員に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬について、平成28年4月21日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

決議年月日	平成28年4月21日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名（監査等委員及び社外取締役を除く）、当社執行役員2名、子会社取締役7名及び子会社執行役員5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成28年1月21日)での決議状況 (取得期間 平成28年1月21日)	147	208
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	147	208
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(注) 1 平成28年1月1日付で普通株式1株につき1.2株の株式分割を行うにあたり、平成28年1月21日開催の取締役会決議に基づき、平成28年1月21日付で会社法第235条に定める端数株式の買取を行ったことにより、取得したものであります。

2 当期間における取得自己株式には、平成29年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成28年8月5日)での決議状況 (取得期間 平成28年8月5日～平成28年12月30日)	400,000(上限)	500,000(上限)
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	342,900	499,889
残存決議株式の総数及び価額の総額	57,100	110
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	14.3	0.02
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	14.3	0.02

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	5,937	9,533
当期間における取得自己株式	1,060	1,969

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	500,572	323,084
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (ストック・オプションの権利行使 による処分)	77,040	36,182	10,200	4,758
その他 (単元未満株式の買増請求による売 渡)	120	61	-	-
保有自己株式数	2,369,101	-	1,859,389	-

(注)当期間における保有自己株式数には、平成29年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる取得株式数、単元未満株式の買増請求による処分株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様への適切な利益還元を経営の最重要課題と認識しており、今後も業績を考慮した利益配当を実施していきたいと考えております。

この方針に基づき、平成28年12月期の期末配当金につきましては、普通配当として1株につき21円の配当を実施いたしました。この結果、連結の配当性向は47.6%となります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は定時株主総会であります。

内部留保につきましては、長期的な視点にたつて将来の企業価値増加のために行う投資と、機動的な資本政策等が行える財務体質とのバランスを図りながら、自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成28年8月5日 取締役会決議	509,128	15
平成29年3月25日 定時株主総会決議	706,260	21

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期
決算年月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
最高(円)	587	868	1,015	2,198 1,740	1,850
最低(円)	504	539	732	921 1,623	1,243

(注) 1 最高・最低株価は、平成25年7月16日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 印は、株式分割(平成28年1月1日付で1株につき1.2株の割合で株式分割)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,443	1,439	1,571	1,659	1,790	1,850
最低(円)	1,285	1,305	1,378	1,493	1,520	1,734

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性8名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	グループ CEO	高 嶋 栄	昭和32年5月29日生	昭和55年4月 当社入社 平成10年3月 取締役大阪経営指導本部長 平成14年3月 常務執行役員大阪第一経営支援本部長 平成15年3月 取締役常務執行役員大阪経営支援統括本部本部長 平成16年3月 取締役専務執行役員経営支援統括本部本部長 平成20年3月 代表取締役副社長 副社長執行役員ライン統括本部長 平成22年3月 代表取締役社長 社長執行役員COO 平成25年3月 代表取締役社長 社長執行役員CEO 平成26年7月 代表取締役社長 グループCEO(現任) (株)船井総合研究所代表取締役社長 社長執行役員	(注) 3	265
取締役	常務執行役員 事業開発室 室長	五十棲 剛 史	昭和38年11月23日生	平成6年5月 当社入社 平成15年3月 執行役員大阪第一経営支援本部副本部長 平成19年3月 取締役執行役員経営支援本部副本部長兼 戦略コンサルティング部長 平成22年3月 取締役常務執行役員ライン統括本部長兼 第四経営支援部長 平成23年1月 取締役常務執行役員経営企画本部長 平成24年1月 船井(上海)商務信息咨询有限公司董事 長 平成26年1月 取締役常務執行役員事業開発本部長 平成26年7月 (株)船井総合研究所取締役常務執行役員事 業開発室室長 平成27年1月 (株)船井総合研究所取締役常務執行役員 平成28年1月 取締役常務執行役員事業開発室室長 (現任)	(注) 3	133
取締役	常務執行役員 人財開発本部 本部長	小 野 達 郎	昭和38年5月8日生	昭和62年4月 当社入社 平成15年3月 執行役員大阪第二経営支援本部本部長 平成19年3月 取締役執行役員第一経営支援部長 平成22年3月 取締役常務執行役員ライン統括副本部長 兼第二経営支援部長 平成23年1月 取締役常務執行役員東京経営支援本部長 平成26年1月 取締役常務執行役員人財開発本部長(現 任) 平成26年7月 (株)船井総合研究所取締役常務執行役員人 財開発室室長 平成27年1月 (株)船井総合研究所取締役常務執行役員	(注) 3	87
取締役	常務執行役員 経営管理本部 本部長	奥 村 隆 久	昭和34年7月13日生	平成9年7月 当社入社 平成17年3月 執行役員管理本部管理部部长 平成20年1月 執行役員スタッフ統括本部財務部長 平成21年1月 執行役員スタッフ統括本部財務部長兼内 部統制室長 平成25年3月 取締役執行役員スタッフ統括副本部長兼 財務部長兼内部統制室長 平成26年7月 取締役執行役員経営管理本部本部長兼内 部統制室室長 (株)船井総合研究所取締役執行役員スタッ フ統括本部副本部長兼財務部部长 平成27年1月 (株)船井総合研究所取締役執行役員 平成27年3月 (株)船井総合研究所監査役(現任) 平成28年1月 取締役執行役員経営管理本部本部長 平成29年3月 取締役常務執行役員経営管理本部本部長 (現任)	(注) 3	36

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)	
取締役	社外取締役	砂川伸幸	昭和41年12月8日生	平成元年4月 平成10年4月 平成19年4月 平成23年1月 平成28年3月 平成28年4月	新日本証券(株)(現みずほ証券(株))入社 神戸大学経営学部助教授 同大学院経営学研究科教授 (株)T A S A K I 社外取締役 取締役(現任) 国立大学法人京都大学経営管理大学院教授(現任)	(注) 3	-	
取締役 (監査等 委員)		百村正宏	昭和40年2月27日生	昭和63年10月 平成9年1月 平成13年3月 平成15年3月 平成23年1月 平成23年3月 平成26年7月 平成28年3月	当社入社 管理本部経営管理グループリーダー 船井キャピタル(株)取締役 同社代表取締役社長 同社顧問 監査役 (株)船井総合研究所監査役(現任) 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	0	
取締役 (監査等 委員)	社外取締役	中尾篤史	昭和44年12月21日生	平成3年10月 平成7年4月 平成7年7月 平成12年11月 平成17年12月 平成18年7月 平成25年3月 平成28年3月	太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査 法人)入所 公認会計士登録 本郷会計事務所(現社・本郷税理士法人) 入所 中央シーエスアカウンティング(株)(現C S アカウンティング(株))取締役 同社専務取締役(現任) 税理士登録 監査役 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	-	
取締役 (監査等 委員)	社外取締役	小林章博	昭和45年12月19日生	平成11年4月 平成19年4月 平成21年11月 平成22年4月 平成25年3月 平成28年3月	弁護士登録(大阪弁護士会) 中央総合法律事務所入所 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究 科兼任講師 弁護士法人中央総合法律事務所京都事務 所代表(現任) 京都大学法科大学院非常勤講師(現任) 監査役 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	-	
計								525

- (注) 1 取締役 砂川伸幸氏は、社外取締役であります。
- 2 取締役(監査等委員)中尾篤史氏及び小林章博氏は、社外取締役であります。
- 3 平成28年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 平成27年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

イ コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、遵法経営の実施及び株主利益の極大化を主たる目的として、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を図るために、社外取締役の選任により、取締役会の客観性・妥当性を確保し、社外取締役2名を含む3名の監査等委員による取締役会の適法性・妥当性の監査を行っております。また、社外取締役のみで構成されるガバナンス委員会を設置し、適切なコーポレート・ガバナンスの検討を定期的に行っております。なお、役員の選任及び役員報酬の算定については、透明性・客観性を確保するため半数を社外取締役で構成された取締役会の諮問機関である指名委員会・報酬委員会を設置し、内容の審議・検討を行い、それらの答申を踏まえ代表取締役社長が取締役に諮り決定しております。さらに、経営と執行の分離及び業務執行の機動性を確保するため執行役員制度を導入しております。

その他に、当社ではディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの重要な柱と位置付けており、法令等に基づく開示、会社説明会の開催、機関投資家やアナリストとの個別ミーティングの実施等により、当社及び当社グループの現状のみならず今後の事業戦略についても、迅速かつ正確なディスクロージャーに努めております。

ロ 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

(1) 会社の機関の内容

取締役会

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役5名(監査等委員である取締役を除く。)と社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名で構成されており、毎月1回定例の取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また当社運営に関しては取締役会で専門的かつ多角的な検討がなされており、その上で迅速な意思決定が行われております。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に関しては任期を1年、監査等委員である取締役は任期を2年として各年度の経営責任の明確化を図っております。

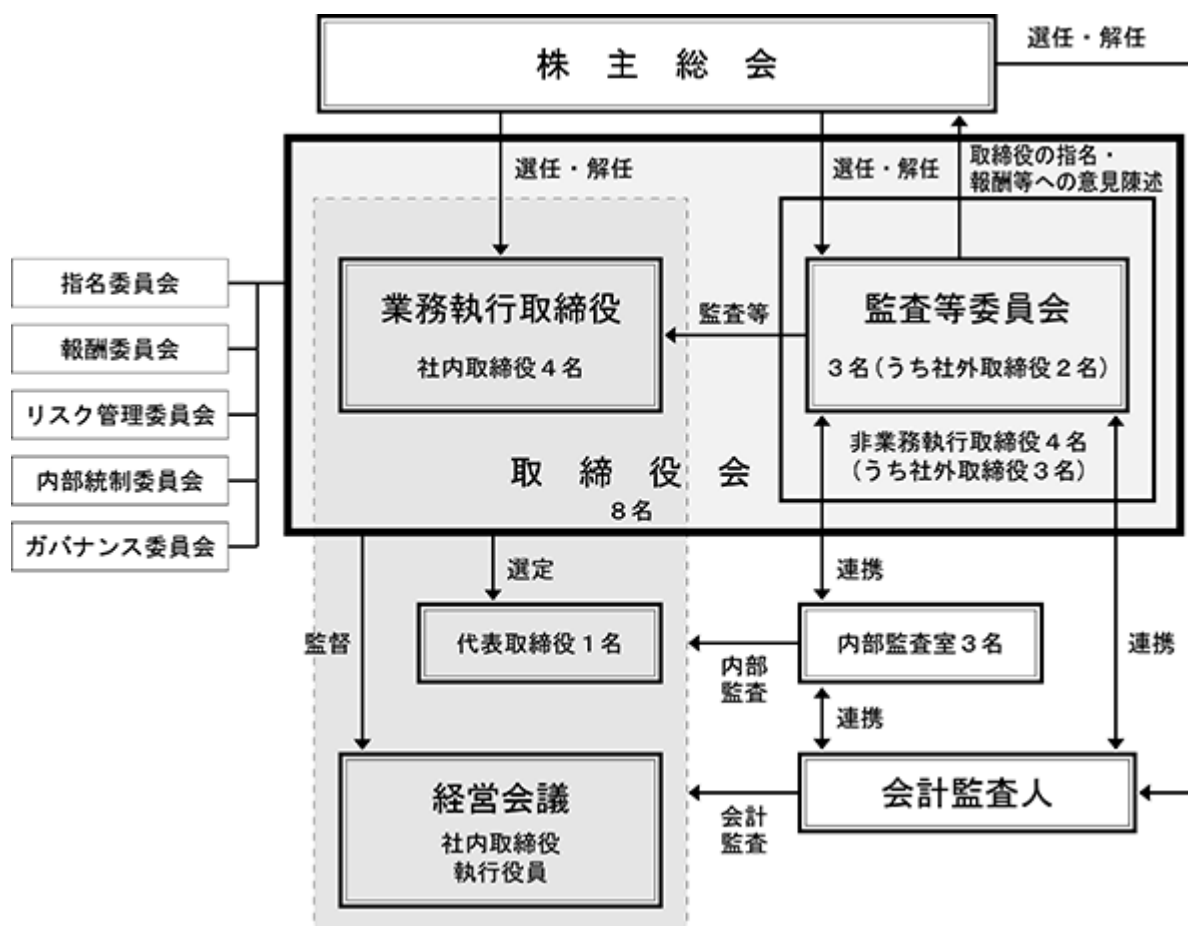
監査等委員会

監査等委員会は、常勤の取締役1名と社外取締役2名の3名で構成されており、経営に関する意思決定及び業務執行について有効な監視及び監査をしております。常勤監査等委員は、取締役会以外の経営会議等重要な会議に出席し意見を述べております。また社外取締役のうち1名の監査等委員は、公認会計士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、他1名の監査等委員は、弁護士であり、コンプライアンス分野における相当程度の知見を有しております。

指名委員会、報酬委員会

当社では、コーポレート・ガバナンスの向上を図るために、取締役会の諮問機関として、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役候補者の決定を行う指名委員会と、役員等の報酬の算定を行う報酬委員会を平成22年1月1日に設置いたしました。両委員会とも透明性及び客観性を確保するため、社外取締役を委員に迎え入れております。指名委員会、報酬委員会ともに委員4名のうち2名が社外取締役であります。

(2) コーポレート・ガバナンス体制の状況（提出日現在）



(3) 業務の執行体制

当社では、取締役会の意思決定並びに業務執行の監督機能と、各事業本部の業務執行機能を峻別するため、執行役員制度を導入しております。取締役会で決定された方針に従い、執行役員は日常業務の執行にあたっております。なお、当社では取締役会とは別に執行役員で構成された経営会議を月に1回開催し業務の執行状況の確認、意思統一を図る体制をとっております。

(4) 内部統制システムの整備の状況

当社グループは「人・企業・社会の未来を創る」というグループ理念と「仕事を通じて、人と企業を幸せにする 常に社会に必要とされるグループ経営をめざす」というグループビジョンを当社グループの役員、従業員によって具現化するべく、適切な組織の構築、社内規程・ルール等の制定、情報の伝達及び業務執行のモニタリングを行う体制として内部統制システムを整備、運用しています。これを適宜見直し、改善していくことで業務の適正性を確保します。

(5) リスク管理体制の整備状況

当社は損失のリスクの管理を含めた危機管理を行う全社横断的な組織として、リスク管理委員会を設置しております。各主要部門の担当取締役、執行役員及び従業員を中心に構成され、社内外における情報を収集し、様々な観点からリスク分析を行い、リスクに応じた対応策を検討、実施しております。

(6) 内部統制システム構築の基本方針

業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 当社グループは社会的責任に対する基本姿勢を示す「グループコンプライアンス規程」及び「グループ企業倫理行動憲章」を制定し、当社グループの役員、従業員が法令、社内規程・ルール等に従い、高い倫理観を持ち良識ある行動をとれるよう、その基準を明確にするものとする。
 - ロ 当社グループは適切な内部統制システムを構築し、運用している。また、当社及びグループ会社の業務執行が法令、社内規程・ルール等に則って適正に行われていること、当社グループの内部統制システムの適正な運用を監査するとともに、必要に応じて改善のための提案を行うため、社長直轄の内部監査部門として、当社及びグループ会社の内部監査を行うものとする。
 - 八 取締役及び使用人は、重大な法令違反その他法令、社内規程・ルール等の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告することとする。
 - ニ 違法行為、社会規範や企業倫理に反する行為を防止・是正するため、「グループホットライン規程」を制定し、当社グループに従事する者からの「社内ホットライン」を整備するなどコンプライアンス体制の充実に努めるほか、eラーニングを実施し役員及び従業員のコンプライアンスに対する意識の向上に努めることとする。
 - ホ 当社グループは社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的な個人や団体には断固たる態度で臨む。
-
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ 取締役の意思決定や職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することとする。
 - ロ 組織的かつ効率的な業務遂行のために、各組織、各職位の責任と権限の体系を明確にした「職務権限基準」を制定するものとする。
 - 八 取締役会の決議により、業務執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任し業務執行における権限と責任を明確化し、迅速な意思決定と業務執行の効率化を図ることとする。
 - ニ 当社グループの事業活動の連携と業務執行状況の確認、意思統一を図る機関として「経営会議」を設置し、当社グループ内の重要事項について審議することとする。
 - ホ 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、各グループ会社・各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期した業績目標の達成を図る。
-
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ 取締役の職務執行に関する決議・決裁・報告の内容は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「文書管理規程」、「機密文書管理規程」に基づき適切に保存することとする。
 - ロ 情報の保護については「情報セキュリティ管理規程」を整備し、重要度に応じた閲覧権限の明確化、パスワード管理、情報の漏洩・改ざん・破壊防止の措置などについて役員、従業員に対して周知徹底を図ることとする。
-
- 損失のリスクの管理に関する規程その他の体制
 - イ 企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であるとの認識の下、「リスク管理委員会」を設置し、重点対応リスクを抽出したうえで具体的な対策を講じる等、当社グループを取り巻くリスクを適切に管理する体制の整備に努める。
 - ロ 当社グループの損失のリスクの管理に関して「グループ危機管理規程」を整備し、損失防止の管理体制を強化する。

- 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - イ グループ各社における経営については、その自主性を尊重しつつ、当社グループの「グループ理念」と「グループビジョン」に示される基本的な考えを共有することとする。
 - ロ 経営の健全性及び効率性の向上を図るため、当社からグループ会社取締役及び監査役を必要に応じて派遣するとともに、グループ会社との情報交換及び協議を行うため「グループ経営会議」を開催することとする。
 - ハ グループ会社に対する調査・監査実施の体制として、監査等委員、会計監査人による監査に加えて内部監査も実施し、内部統制の有効性と妥当性を確保することとする。
 - ニ グループ会社の業務運営等を管理するため「グループ会社管理規程」を制定することとする。
 - ホ グループ会社における経営の健全性の向上及び業務の適正の確保が必要なときは、「グループ会社管理規定」に従い、グループ会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とする体制を整備することとする。
 - ヘ 当社は、財務報告の信頼性を確保するために、当社グループにおける財務報告に係る全社的な内部統制及び個別の業務プロセスの統制システムを整備するとともに、適正かつ有効な運用及び評価を行う。

- 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - イ 取締役は、監査等委員の求めがあれば、従業員を監査等委員の職務の補助に従事させることとする。
 - ロ 監査等委員補助者は、監査等委員の職務の補助に従事するものとし、補助者の人事異動、人事考課については、予め監査等委員会の同意を得るなど、業務執行者からの独立性を確保することとする。

- 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
 - イ 監査等委員は「取締役会」、「経営会議」等の重要な会議に出席し、経営の状況や意思決定のプロセスについて常に把握し監査を行うこととする。
 - ロ 監査等委員に対して、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、「社内ホットライン」に寄せられた情報等について、求めに応じて取締役及び使用人より迅速かつ有効に報告がなされる体制を整備することとする。なお、報告者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
 - ハ 監査等委員に対して、内部監査室より内部監査に関わる状況とその監査結果の報告を行っており、監査等委員は必要に応じて内部監査室に調査を求めるとともに内部監査部門と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施する。

- 監査等委員会の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - イ 監査等委員会は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払いまたは償還を受けることができる。
 - ロ 監査等委員会は、その職務の執行に必要と認めるときは、外部の専門家を利用することができ、これに要する費用はイによるものとする。

- その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ 監査等委員会の過半数は社外取締役とし、監査の透明性を担保するとともに、監査等委員会は代表取締役、取締役と必要に応じ会合を持ち、会社に対処すべき課題や監査上の重要課題等について意見交換し、必要と判断される要請を行うなど、代表取締役、取締役との相互認識を深めることとする。
 - ロ 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行うこととする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、経営及び業務執行に関わる意思決定機関として取締役会を月1回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針及び予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、グループ会社の月次報告の業績分析・評価を行い、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点より審議しました。また、当社取締役、執行役員及び常勤監査等委員が出席する「経営会議」を月1回開催し、当社グループ内の重要事項について審議を行いました。

- 内部監査

当社の内部統制システムの運用の適正性について、内部監査室が当社及びグループ会社の監査を実施し、監査の結果を当社代表取締役及び監査等委員に報告いたしました。

当社では、監査等委員3名のうち2名を社外取締役としており、監査の透明性を確保する体制としております。

- コンプライアンス

当社グループの役員、従業員のコンプライアンスに対する意識を高めるため、会議やeラーニングを用いて、コンプライアンス教育を推進いたしました。

- リスクマネジメント

当社に「リスク管理委員会」を設置し、当社及び当社グループにおける潜在リスクの評価、リスク発生の防止に努めるなど活動を行ってまいりました。また、当社グループにおいて「グループ企業倫理行動憲章」を制定し、反社会的勢力を排除するため、その条項を定めるとともに、新規の取引先においては与信申請時で確認し、適宜実施いたしました。

そのほか、当社及び当社グループを対象に「社内ホットライン」を設置し、当社及び当社グループの役員・従業員への周知を行いました。なお、当社顧問弁護士、監査等委員が社外の窓口となり会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を把握できる体制としております。

(7) 当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、その社会的責任における重要性を鑑み、反社会的勢力と一切の関係をもたないことを規範とし、当社グループの「グループコンプライアンス規程」において、その行動指針を定めており、当社グループの社員は「グループコンプライアンス規程」の行動規範に則り、指針に定められた行動をとることを入社時に誓約しております。

また、当社では、反社会的勢力を排除するための法的制度に則った社内制度の整備、早期情報把握のための危機管理制度の整備、有事の際の担当部署設置と経営トップを含めた全社の対応の徹底を図っております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

- 危機管理制度を定め、組織として「リスク管理委員会」を設置し、早期情報把握に努めております。また、管轄部署を総務部とし、これらの情報把握に基づく、迅速な経営トップへの報告、対処の体制を構築しております。
- この制度をもとに、社内事案の早期把握に基づいた情報の一元管理を実施し、顧問弁護士及び警察等の外部専門機関との連携の強化を図り、反社会的勢力との関係を遮断しております。

- 当社の業務受託時における受託規約の中に、反社会的勢力の排除の条項を記載し、明文化しております。
- 当社の与信管理規程の中で反社会的勢力を排除することの条項を定めるとともに当該規程に基づき与信管理制度を運用しております。

八 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である砂川伸幸氏、中尾篤史氏、小林章博氏のそれぞれとの間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

内部監査及び監査等委員会監査

内部監査室では年間計画を期初に立案し、年間を通じ整齊とした監査を行っております。内部監査の結果は、代表取締役社長及び監査等委員会に監査報告を具申し、内容を検討し、改善指示書を作成の上、改善案を実行する体制となっております。なお、監査対象には子会社も含んでおり、必要に応じて臨時的監査も行っております。

監査等委員会は、取締役会と連動して毎月1回開催され迅速かつ公正な監査体制がとられており、会計監査人と監査方針及びスケジュール等の打合せ及び相互の情報交換を行い、監査の実効性を高める工夫を行っております。また、全部署の業務につき、常勤監査等委員(1名)を中心に計画的・網羅的監査が実施されております。さらに、会計監査人による会計監査の結果は監査等委員会にも報告され、内部統制の指摘事項等につき改善がなされているが随時監査できる体制をとっております。なお、常勤監査等委員の百村正宏は、当社の財務部門において10年以上の実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当社の内部監査室、監査等委員会、会計監査人は必要に応じ相互に情報の共有及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上及び内部統制機能の充実を図っております。

社外取締役

当社の社外取締役は3名で、うち2名は監査等委員である取締役であります。

当社の社外取締役の砂川伸幸氏は、大学教授として高度な専門知識と高い見識を有し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものとして選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、当社が上場する金融商品取引所に、独立役員として届け出ております。社外取締役は取締役会を通じ、監査等委員会の監査及び会計監査の監査状況、内部監査室の内部統制状況等を把握し、必要に応じて意見の交換を行うなど相互連携を図っております。

監査等委員である社外取締役のうち、中尾篤史氏は公認会計士及び税理士としての専門的見地から、当社の経営に対して提言及び取締役会の適法性・妥当性を監査していただくため、監査等委員である社外取締役として選任しております。なお、同氏はCSアカウンティング株式会社の専務取締役であります。同社と当社及び同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、当社が上場する金融商品取引所に独立役員として届け出ております。

また、小林章博氏は弁護士としての豊富な経験と識見を活かし、当社の経営に対して提言及び取締役会の適法性・妥当性を監査していただくため、監査等委員である社外取締役として選任しております。なお、同氏は中央総合法律事務所の京都事務所代表であります。同法律事務所と当社及び同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、当社が上場する金融商品取引所に、独立役員として届け出ております。

当社においては、社外取締役の選任にあたっては東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考に、当社との人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係を確認し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員を複数名確保することとしております。その他、監査等委員である社外取締役は監査等委員会において会計監査人から監査結果等の報告を受けており、また、必要に応じて常勤の監査等委員である取締役を通じ、内部監査室との相互連携を図っております。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	188,567	170,375	18,192	-	5
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	11,970	11,970	-	-	1
監査役 (社外監査役を除く。)	3,750	3,750	-	-	1
社外役員	14,520	14,520	-	-	4

- (注) 1 上記取締役(監査等委員を除く)の支給人員には、平成28年3月26日開催の第46回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役を含んでおります。また、当社は同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。
- 2 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、平成28年3月26日開催の第46回定時株主総会において年額400,000千円以内(但し、執行役員兼務取締役の執行役員報酬は含まない。)と決議いたしております。また、当社取締役(社外取締役を除く。)に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を、報酬限度額である年額400,000千円(うち社外取締役20,000千円以内)の枠内において、年額20,000千円以内(但し、執行役員兼務取締役の執行役員報酬は含まない。)で付与することを決議いたしております。
- 3 監査役報酬限度額は、昭和63年3月20日開催の第18回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いたしております。
- 4 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、平成28年3月26日開催の第46回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いたしております。

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額(千円)	対象となる役員の 員数(名)	内容
107,049	4	執行役員を兼務する取締役の執行役員報酬であります。

二 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等については、株主総会で承認された取締役報酬等の限度内で算定しており、報酬委員会において検討・審議し、取締役会において協議、決定しております。

各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等については、担当する職務、責任、業績、貢献度等の要素を基準として、報酬委員会において総合的に勘案し、その審議結果及び答申を踏まえ、代表取締役社長が取締役会に諮って決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等については、監査等委員報酬等の限度内で算定しており、報酬委員会において検討・審議し、その審議結果及び答申を踏まえ、監査等委員会が協議、決定することとしております。

なお、役員報酬の透明性及び客観性を確保するために、平成22年1月より報酬委員会を設置しております。

報酬委員会は社内取締役2名、社外取締役2名の計4名で構成されており、役員報酬の決定方針及び個別の役員報酬について審議を行い、代表取締役社長及び監査等委員会に答申しております。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 11銘柄
 貸借対照表計上額の合計額 525,208千円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、当事業年度における貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超える銘柄

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)ミルボン	53,856	266,048	営業上の取引関係の維持、強化を目的として保有しております。
(株)中央倉庫	193,300	193,300	営業上の取引関係の維持、強化を目的として保有しております。
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	58,110	43,995	借入等の取引があり、安定的な取引関係の維持のため保有しております。
(株)三井住友フィナンシャルグループ	5,682	26,171	借入等の取引があり、安定的な取引関係の維持のため保有しております。
第一生命ホールディングス(株)	3,100	6,308	借入等の取引があり、安定的な取引関係の維持のため保有しております。
(株)みずほフィナンシャルグループ	11,570	2,817	借入等の取引があり、安定的な取引関係の維持のため保有しております。
(株)オールエイジ	3,000	1,836	営業上の取引関係の維持、強化を目的として保有しております。

(注) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、非上場株式を除いた保有銘柄は7銘柄であるため、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下である銘柄を含む全銘柄について記載しております。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)ミルボン	53,856	238,312	営業上の取引関係の維持、強化を目的として保有しております。
(株)中央倉庫	193,300	207,410	営業上の取引関係の維持、強化を目的として保有しております。
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	58,110	41,850	借入等の取引があり、安定的な取引関係の維持のため保有しております。
(株)三井住友フィナンシャルグループ	5,682	25,341	借入等の取引があり、安定的な取引関係の維持のため保有しております。
第一生命ホールディングス(株)	3,100	6,032	借入等の取引があり、安定的な取引関係の維持のため保有しております。
(株)オールエイジ	3,000	1,713	営業上の取引関係の維持、強化を目的として保有しております。

(注) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、非上場株式を除いた保有銘柄は6銘柄であるため、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下である銘柄を含む全銘柄について記載しております。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

会計監査の状況

会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を結んでおります。当社と同監査法人及び同監査法人の業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき特別の利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

川崎洋文 有限責任監査法人トーマツ

南方得男 有限責任監査法人トーマツ

(注) 継続監査年数については全員7年以内であるため記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者は、監査法人の選定基準に基づき決定されており、具体的には、公認会計士及び会計士試験合格者を主たる構成員とし、システム専門家等その他の補助者も加えて構成されております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士6名 公認会計士試験合格者3名 その他3名

取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ 自己の株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行のため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ロ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、毎年6月30日の基準日として、取締役会決議により、株主又は登録株式質権者に対して、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

ハ 取締役の責任免除

当社は、取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

なお、平成28年3月26日開催の第46回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除及び締結済みの責任限定契約については、従前の例によるものであります。

取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)については、10名以内、監査等委員である取締役については5名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	16,500		21,400	
連結子会社	6,500		6,800	
計	23,000		28,200	

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査報酬は、監査日数等を勘案し、監査等委員会の同意を得た上で決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するため特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、また、定期的に監査法人の主催するセミナーに参加する等により、的確に対応することができる体制を整備しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,125,584	8,663,050
受取手形及び売掛金	1,707,206	1,878,748
有価証券	1,301,406	901,349
仕掛品	96,300	70,155
原材料及び貯蔵品	6,428	8,279
その他	1,007,522	758,936
貸倒引当金	31,276	31,140
流動資産合計	11,213,172	12,249,380
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,355,614	1,366,162
土地	4,610,713	4,610,713
リース資産（純額）	21,228	55,609
その他（純額）	58,476	67,866
有形固定資産合計	1 6,046,034	1 6,100,352
無形固定資産		
借地権	322,400	322,400
ソフトウェア	333,371	261,899
のれん	247,142	161,020
その他	15,762	9,122
無形固定資産合計	918,676	754,442
投資その他の資産		
投資有価証券	3,181,564	2,919,921
退職給付に係る資産	511,859	523,931
その他	399,418	323,465
貸倒引当金	10,665	8,814
投資その他の資産合計	4,082,176	3,758,502
固定資産合計	11,046,887	10,613,298
資産合計	22,260,059	22,862,678

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	264,728	256,350
短期借入金	2 100,000	-
1年内償還予定の社債	100,000	-
リース債務	9,181	14,225
未払法人税等	1,072,787	758,828
その他	1,699,328	1,633,782
流動負債合計	3,246,026	2,663,188
固定負債		
社債	500,000	500,000
長期借入金	-	100,000
リース債務	13,408	45,638
繰延税金負債	185,778	228,488
その他	97,749	52,885
固定負債合計	796,937	927,012
負債合計	4,042,963	3,590,201
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,125,231	3,125,231
資本剰余金	2,946,634	2,946,634
利益剰余金	13,021,753	14,478,158
自己株式	1,061,044	1,527,811
株主資本合計	18,032,575	19,022,212
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	181,173	152,982
為替換算調整勘定	14,864	16,256
退職給付に係る調整累計額	121,553	100,141
その他の包括利益累計額合計	74,483	69,097
新株予約権	110,037	181,166
純資産合計	18,217,095	19,272,477
負債純資産合計	22,260,059	22,862,678

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)
売上高	14,717,741	16,433,399
売上原価	9,625,278	10,689,662
売上総利益	5,092,462	5,743,736
販売費及び一般管理費	1 1,595,451	1 1,883,925
営業利益	3,497,010	3,859,810
営業外収益		
受取利息	8,969	8,237
受取配当金	13,122	12,921
投資有価証券売却益	42,043	3,724
保険配当金	23,164	26,485
還付消費税等	141,511	1,121
その他	34,209	17,570
営業外収益合計	263,021	70,060
営業外費用		
支払利息	7,269	6,164
社債発行費	10,141	-
投資事業組合管理費	8,470	7,195
寄付金	30,000	32,000
その他	12,859	17,615
営業外費用合計	68,741	62,975
経常利益	3,691,290	3,866,895
特別利益		
固定資産売却益	2 799	-
投資有価証券売却益	66	111,080
新株予約権戻入益	117	175
特別利益合計	982	111,255
特別損失		
固定資産売却損	3 29,525	3 134
固定資産除却損	4 32,740	4 4,400
投資有価証券売却損	-	4,272
投資有価証券評価損	1,093	171
減損損失	5 12,203	5 24,004
特別損失合計	75,563	32,983
税金等調整前当期純利益	3,616,710	3,945,167
法人税、住民税及び事業税	1,314,678	1,315,809
法人税等調整額	124,409	70,459
法人税等合計	1,190,269	1,386,268
当期純利益	2,426,440	2,558,898
親会社株主に帰属する当期純利益	2,426,440	2,558,898

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
当期純利益	2,426,440	2,558,898
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	81,522	28,191
為替換算調整勘定	583	1,392
退職給付に係る調整額	5,277	21,412
その他の包括利益合計	1, 2 86,216	1, 2 5,385
包括利益	2,512,657	2,553,512
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,512,657	2,553,512

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,125,231	2,946,634	11,578,698	1,070,362	16,580,202
会計方針の変更による累積的影響額			62,151		62,151
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,125,231	2,946,634	11,640,850	1,070,362	16,642,354
当期変動額					
剰余金の配当			903,363		903,363
親会社株主に帰属する当期純利益			2,426,440		2,426,440
自己株式の取得				266,624	266,624
自己株式の処分		10,102		123,665	133,767
自己株式の消却		10,102	142,174	152,276	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	1,380,903	9,317	1,390,220
当期末残高	3,125,231	2,946,634	13,021,753	1,061,044	18,032,575

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	99,650	15,447	126,831	11,732	85,325	16,653,794
会計方針の変更による累積的影響額						62,151
会計方針の変更を反映した当期首残高	99,650	15,447	126,831	11,732	85,325	16,715,946
当期変動額						
剰余金の配当						903,363
親会社株主に帰属する当期純利益						2,426,440
自己株式の取得						266,624
自己株式の処分						133,767
自己株式の消却						-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	81,522	583	5,277	86,216	24,712	110,928
当期変動額合計	81,522	583	5,277	86,216	24,712	1,501,149
当期末残高	181,173	14,864	121,553	74,483	110,037	18,217,095

当連結会計年度(自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,125,231	2,946,634	13,021,753	1,061,044	18,032,575
会計方針の変更による累積的影響額			-		-
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,125,231	2,946,634	13,021,753	1,061,044	18,032,575
当期変動額					
剰余金の配当			1,102,435		1,102,435
親会社株主に帰属する当期純利益			2,558,898		2,558,898
自己株式の取得				509,630	509,630
自己株式の処分			58	42,863	42,805
自己株式の消却					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	1,456,404	466,766	989,637
当期末残高	3,125,231	2,946,634	14,478,158	1,527,811	19,022,212

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	181,173	14,864	121,553	74,483	110,037	18,217,095
会計方針の変更による累積的影響額						-
会計方針の変更を反映した当期首残高	181,173	14,864	121,553	74,483	110,037	18,217,095
当期変動額						
剰余金の配当						1,102,435
親会社株主に帰属する当期純利益						2,558,898
自己株式の取得						509,630
自己株式の処分						42,805
自己株式の消却						-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	28,191	1,392	21,412	5,385	71,129	65,743
当期変動額合計	28,191	1,392	21,412	5,385	71,129	1,055,381
当期末残高	152,982	16,256	100,141	69,097	181,166	19,272,477

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,616,710	3,945,167
減価償却費	175,327	242,097
のれん償却額	51,269	62,118
株式報酬費用	45,554	77,928
減損損失	12,203	24,004
貸倒引当金の増減額 (は減少)	1,461	1,987
退職給付に係る資産の増減額 (は増加)	51,995	9,340
投資有価証券評価損益 (は益)	1,093	171
投資有価証券売却損益 (は益)	41,722	108,906
受取利息及び受取配当金	22,091	21,158
支払利息	7,269	6,164
社債発行費	10,141	-
為替差損益 (は益)	673	514
寄付金	30,000	32,000
有形固定資産売却損益 (は益)	28,750	134
有形固定資産除却損	18,476	4,141
無形固定資産除却損	14,264	259
売上債権の増減額 (は増加)	298,845	172,540
その他の資産の増減額 (は増加)	15,489	6,570
その他の負債の増減額 (は減少)	8,088	23,905
その他	15,386	10,072
小計	3,574,407	4,079,046
利息及び配当金の受取額	39,436	36,903
利息の支払額	6,156	7,906
法人税等の支払額	1,568,784	1,658,121
法人税等の還付額	-	395,286
寄付金の支払額	30,000	32,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,008,903	2,813,208

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	250,000	-
有価証券の取得による支出	600,232	1,199,993
有価証券の売却による収入	2,100,000	1,900,000
投資有価証券の取得による支出	1,108,847	1,278,173
投資有価証券の売却による収入	125,854	1,218,230
有形固定資産の取得による支出	32,595	216,328
有形固定資産の売却による収入	245,369	7
無形固定資産の取得による支出	220,540	11,540
子会社株式の取得による支出	1 143,833	-
保険積立金の解約による収入	85,925	-
差入保証金の差入による支出	29,282	-
その他	-	100
投資活動によるキャッシュ・フロー	671,817	412,301
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	-	100,000
長期借入れによる収入	-	100,000
長期借入金の返済による支出	103,959	-
社債の発行による収入	489,858	-
社債の償還による支出	500,000	100,000
リース債務の返済による支出	11,969	17,346
自己株式の取得による支出	266,624	509,630
自己株式の売却による収入	112,925	36,182
配当金の支払額	901,465	1,099,051
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,181,234	1,689,846
現金及び現金同等物に係る換算差額	341	1,803
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,499,144	1,537,466
現金及び現金同等物の期首残高	5,626,439	7,125,584
現金及び現金同等物の期末残高	2 7,125,584	2 8,663,050

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

株式会社船井総合研究所、船井総研ロジ株式会社、株式会社船井総研コーポレトリレーションズ、株式会社船井総研ITソリューションズ、株式会社プロシード、船井(上海)商務信息咨询有限公司
全ての子会社を連結の範囲に含めております。

2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 - 社

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

原則として時価法

たな卸資産

個別法による原価法(連結貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは20年以内の合理的な償却期間を見積もり、定額法により償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響はありません。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用)

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成27年3月26日)を当連結会計年度から適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において独立掲記しておりました「営業外費用」の「投資有価証券評価損」は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において「営業外費用」に表示していた「投資有価証券評価損」4,044千円、「その他」8,814千円は、「その他」12,859千円として組替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,915,234千円	2,026,652千円

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約を結んでおりました。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
当座貸越極度額	150,000千円	- 千円
借入実行残高	100,000千円	- 千円
差引額	50,000千円	- 千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
役員報酬	344,846千円	406,419千円
従業員給料	588,080千円	612,969千円
退職給付費用	21,054千円	15,521千円

2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
建物及び構築物	760千円	- 千円
有形固定資産その他	39千円	- 千円
計	799千円	- 千円

3 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
土地	29,511千円	- 千円
有形固定資産その他	14千円	134千円
計	29,525千円	134千円

4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
建物及び構築物	17,557千円	3,870千円
有形固定資産その他	919千円	270千円
ソフトウェア	14,264千円	259千円
計	32,740千円	4,400千円

5 減損損失

前連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都新宿区	賃貸用資産	土地（有形固定資産）

当社グループは、事業の種類別セグメントを基礎とし、賃貸用資産については、個別物件単位でグルーピングしております。東京都新宿区の土地については、取締役会による譲渡決議に伴い帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（12,203千円）として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、その価額は売却見込価額により算定しております。

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
(株)船井総研ITソリューションズ （東京都品川区）	その他	のれん（無形固定資産）

当社グループは、のれんは帰属する事業に関連する資産として、その事業が属する事業区分における資産グループとともにグルーピングを行っております。連結子会社である株式会社船井総研ITソリューションズが吸収合併した株式会社ランドフューチャーに係るのれんについて、当該事業における当初想定した収益の獲得が将来にわたって見込めなくなったため、回収可能価額をゼロとして、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（24,004千円）として特別損失に計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	149,650千円	36,872千円
組替調整額	35,721千円	9,903千円
計	113,929千円	46,775千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	583千円	1,392千円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	50,278千円	2,856千円
組替調整額	66,333千円	37,859千円
計	16,054千円	35,003千円
税効果調整前合計	129,400千円	10,379千円
税効果額	43,184千円	4,993千円
その他の包括利益合計	86,216千円	5,385千円

2 その他の包括利益に係る税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
税効果調整前	113,929千円	46,775千円
税効果額	32,407千円	18,584千円
税効果調整後	81,522千円	28,191千円
為替換算調整勘定		
税効果調整前	583千円	1,392千円
税効果額	- 千円	- 千円
税効果調整後	583千円	1,392千円
退職給付に係る調整額		
税効果調整前	16,054千円	35,003千円
税効果額	10,777千円	13,590千円
税効果調整後	5,277千円	21,412千円
その他の包括利益合計		
税効果調整前	129,400千円	10,379千円
税効果額	43,184千円	4,993千円
税効果調整後	86,216千円	5,385千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	30,251,477	-	251,000	30,000,477

(変動事由の概要)

減少の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 251,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,951,465	252,266	456,000	1,747,731

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 1,266株

取締役会決議に基づく買受けによる増加 251,000株

減少の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 251,000株

ストック・オプションの権利行使による減少 205,000株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式				110,037

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年3月28日 定時株主総会	普通株式	481,100	17	平成26年12月31日	平成27年3月30日
平成27年7月30日 取締役会	普通株式	422,262	15	平成27年6月30日	平成27年8月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年3月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	593,307	21	平成27年12月31日	平成28年3月28日

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	36,000,572	-	-	36,000,572

(注)平成28年1月1日付で普通株式1株につき1.2株の株式分割を行っております。このため、当連結会計年度期首は分割による増加6,000,095株を加味し、36,000,572株となっております。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,097,277	348,984	77,160	2,369,101

(注)平成28年1月1日付で普通株式1株につき1.2株の株式分割を行っております。このため、当連結会計年度期首は分割による増加349,546株を加味し、2,097,277株となっております。

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 6,048株

取締役会決議に基づく買受けによる増加 342,900株

減少の内訳は、次のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使による減少 77,040株

単元未満株式の買増請求による減少 120株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式				181,166

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年3月26日 定時株主総会	普通株式	593,307	21	平成27年12月31日	平成28年3月28日
平成28年8月5日 取締役会	普通株式	509,128	15	平成28年6月30日	平成28年8月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	706,260	21	平成28年12月31日	平成29年3月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

株式の取得により新たに株式会社プロシードを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純増)との関係は次のとおりであります。

流動資産	150,133千円
固定資産	11,901千円
のれん	216,965千円
流動負債	134,580千円
株式の取得価額	244,419千円
現金及び現金同等物	100,585千円
差引：取得のための支出	143,833千円

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

2 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
現金及び預金勘定	7,125,584千円	8,663,050千円
有価証券勘定	1,301,406千円	901,349千円
預入期間が3ヶ月を 超える定期預金	- 千円	- 千円
償還期間が3ヶ月を 超える債券等	1,301,406千円	901,349千円
現金及び現金同等物	7,125,584千円	8,663,050千円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務機器、コンピュータ及びその周辺機器であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金については主に銀行借入や社債発行によって調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内の与信管理規程に沿って信用リスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であります。これらは、発行体等の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等をモニタリングし、財務状況の悪化や事業計画の変更等の把握に努めております。なお、債券については、資金運用規程に従い格付の高い商品を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2参照）。

前連結会計年度（平成27年12月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	7,125,584	7,125,584	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,707,206		
貸倒引当金（*）	31,276		
	1,675,929	1,675,929	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	2,411,168	2,405,806	5,362
その他の有価証券	1,825,417	1,825,417	-
資産計	13,038,100	13,032,737	5,362
(4) 支払手形及び買掛金	264,728	264,728	-
(5) 短期借入金	100,000	100,000	-
(6) 社債	600,000	609,354	9,354
(7) リース債務	22,590	22,466	124
負債計	987,319	996,549	9,230

（*）受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、受取手形及び売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債、(7) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	6,127
投資事業組合等への出資金	240,258

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	7,125,584	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,707,206	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	1,101,406	303,737	806,024	-
その他	200,000	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
社債	-	-	451,672	-
合計	10,134,197	303,737	1,257,696	-

(注) 4 社債、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	100,000	-	-	-	-	-
社債	100,000	-	-	-	500,000	-
リース債務	9,181	5,122	5,122	2,613	550	-
合計	209,181	5,122	5,122	2,613	500,550	-

当連結会計年度（平成28年12月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	8,663,050	8,663,050	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,878,748		
貸倒引当金（*）	31,140		
	1,847,607	1,847,607	-
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,410,524	1,410,963	438
その他有価証券	2,223,581	2,223,581	-
資産計	14,144,765	14,145,204	438
(4) 支払手形及び買掛金	256,350	256,350	-
(5) 社債	500,000	510,272	10,272
(6) 長期借入金	100,000	101,776	1,776
(7) リース債務	59,864	59,543	320
負債計	916,214	927,943	11,728

（*）受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

（注）1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

（1）現金及び預金、（2）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、受取手形及び売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

（3）有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債、(6) 長期借入金、(7) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	4,546
投資事業組合等への出資金	182,617

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	8,663,050	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,878,748	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	301,356	207,796	301,378	-
その他	599,993	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
社債	-	-	953,394	401,268
合計	11,443,148	207,796	1,254,772	401,268

(注) 4 社債、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	-	-	-	500,000	-	-
長期借入金	-	-	100,000	-	-	-
リース債務	14,225	14,225	11,716	9,653	9,103	938
合計	14,225	14,225	111,716	509,653	9,103	938

(有価証券関係)

1 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成27年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの			
社債	803,412	803,916	503
その他	200,000	200,040	40
小計	1,003,412	1,003,956	543
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの			
社債	1,407,756	1,401,850	5,906
小計	1,407,756	1,401,850	5,906
合計	2,411,168	2,405,806	5,362

当連結会計年度(平成28年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの			
社債	602,734	603,480	745
その他	-	-	-
小計	602,734	603,480	745
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの			
社債	207,796	207,490	306
その他	599,993	599,993	-
小計	807,790	807,483	306
合計	1,410,524	1,410,963	438

3 その他有価証券

前連結会計年度(平成27年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	540,476	301,223	239,252
債券	-	-	-
その他	340,346	319,686	20,659
小計	880,823	620,910	259,912
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	-	-	-
債券	451,672	458,549	6,877
その他	492,922	495,899	2,977
小計	944,594	954,448	9,854
合計	1,825,417	1,575,359	250,057

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 246,385千円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（平成28年12月31日）

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	518,948	298,139	220,809
債券	453,740	452,603	1,136
その他	242,110	220,599	21,510
小計	1,214,799	971,342	243,456
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	1,713	1,800	87
債券	900,922	921,758	20,836
その他	106,147	107,403	1,256
小計	1,008,782	1,030,962	22,180
合計	2,223,581	2,002,305	221,276

(注) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額 187,164千円）については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

区分	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
その他有価証券	125,854	66	0
合計	125,854	66	0

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

区分	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
その他有価証券	1,218,230	111,080	4,272
合計	1,218,230	111,080	4,272

5 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

投資有価証券等（時価を把握することが極めて困難と認められるものを含む。）について1,093千円の減損処理を行っております。

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

投資有価証券等（時価を把握することが極めて困難と認められるものを含む。）について171千円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社2社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。また、その他の国内連結子会社1社は、複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に処理しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
退職給付債務の期首残高	900,010	861,978
会計方針の変更による累積的影響額	95,618	-
会計方針の変更を反映した期首残高	804,392	861,978
勤務費用	79,995	84,521
利息費用	6,384	6,906
数理計算上の差異の発生額	41,581	18,244
退職給付の支払額	70,375	41,621
退職給付債務の期末残高	861,978	930,029

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
年金資産の期首残高	1,354,597	1,373,838
期待運用収益	20,318	20,607
数理計算上の差異の発生額	8,696	15,388
事業主からの拠出額	77,994	85,748
退職給付の支払額	70,375	41,621
年金資産の期末残高	1,373,838	1,453,960

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	861,978	930,029
年金資産	1,373,838	1,453,960
	511,859	523,931
非積立型制度の退職給付債務	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	511,859	523,931
退職給付に係る資産	511,859	523,931
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	511,859	523,931

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
勤務費用	79,995	84,521
利息費用	6,384	6,906
期待運用収益	20,318	20,607
数理計算上の差異の費用処理額	66,333	37,859
確定給付制度に係る退職給付費用	132,394	108,679

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
数理計算上の差異	16,054	35,003

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(千円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
未認識数理計算上の差異	179,481	144,478

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
国内債券	29.7%	29.0%
国内株式	6.1%	9.2%
外国債券	23.5%	24.7%
外国株式	10.7%	10.4%
一般勘定	24.4%	24.3%
その他	5.6%	2.4%
合計	100.0%	100.0%

(注) 前連結会計年度において、「その他」に含めて表示しておりました「特別勘定」は、より明瞭に表示するため、前連結会計年度の表示の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の「その他」に表示していた22.2%は、「国内債券」1.7%、「国内株式」0.8%、「外国債券」12.9%、「外国株式」6.8%として組替えております。

長期期待運用収益率の設定方法

保有している年金資産の構成、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して設定しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
割引率	主として0.9%	主として0.9%
長期期待運用収益率	1.5%	1.5%
予想昇給率	4.6%	4.8%

3 確定拠出制度

確定拠出制度（確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度を含む。）への要拠出額は、前連結会計年度55,738千円、当連結会計年度61,309千円であります。

（ストック・オプション等関係）

1 スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
売上原価の株式報酬費用	11,826千円	12,093千円
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	33,727千円	65,834千円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入益	117千円	175千円

3 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

当社は、平成26年7月1日付で、持株会社体制への移行に伴う会社分割を行い、平成28年1月1日付で、株式分割（普通株式1株につき1.2株の割合）を行っておりますが、以下は、決議時点の内容で記載しております。

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
名称	2012- 新株予約権	2012- 新株予約権	2013- 新株予約権	2013- 新株予約権
決議年月日	平成24年4月17日	平成24年4月17日	平成25年4月16日	平成25年4月16日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 (社外取締役を除く) 当社執行役員6名	当社従業員173名 子会社取締役1名	当社取締役7名 (社外取締役を除く) 当社執行役員6名	当社従業員204名 子会社取締役1名
株式の種類及び付与数	普通株式 39,000株	普通株式 301,500株	普通株式 40,000株	普通株式 336,500株
付与日	平成24年5月7日	平成24年5月7日	平成25年5月7日	平成25年5月9日
権利確定条件	当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したこととする。	平成23年12月期の連結営業利益額に対して、平成25年12月期の連結営業利益額が上回った場合、新株予約権の権利行使開始日から最終日まで権利行使ができるものとする。 その他の条件は、割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したこととする。	平成24年12月期の連結営業利益額に対して、平成26年12月期の連結営業利益額が上回った場合、新株予約権の権利行使開始日から最終日まで権利行使ができるものとする。 その他の条件は、割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
対象勤務期間	-	平成24年5月7日～平成26年5月7日	-	平成25年5月9日～平成27年5月9日
権利行使期間	平成24年5月8日～平成54年5月7日	平成26年5月8日～平成29年5月7日	平成25年5月8日～平成55年5月7日	平成27年5月10日～平成30年5月9日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
名称	2014- 新株予約権	2015- 新株予約権	2016- 新株予約権
決議年月日	平成26年4月15日	平成27年5月23日	平成28年4月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名 (社外取締役を除く) 当社執行役員6名	当社取締役5名 (社外取締役を除く) 当社執行役員2名 子会社取締役8名 子会社執行役員4名	当社取締役5名 (監査等委員及び社外取締役を除く) 当社執行役員2名 子会社取締役7名 子会社執行役員5名
株式の種類及び付与数	普通株式 40,000株	普通株式 52,000株	普通株式 72,000株
付与日	平成26年5月7日	平成27年6月18日	平成28年5月12日
権利確定条件	当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したこととする。	割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したこととする。	割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失したこととする。
対象勤務期間	-	-	-
権利行使期間	平成26年5月8日～平成56年5月7日	平成27年6月19日～平成57年6月18日	平成28年5月13日～平成58年5月12日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
名称	2012- 新株予約権	2012- 新株予約権	2013- 新株予約権	2013- 新株予約権	2014- 新株予約権	2015- 新株予約権	2016- 新株予約権
決議年月日	平成24年 4月17日	平成24年 4月17日	平成25年 4月16日	平成25年 4月16日	平成26年 4月15日	平成27年 5月23日	平成28年 4月21日
権利確定前(株)							
前連結会計年度末	39,600	-	48,000	-	48,000	62,400	-
付与	-	-	-	-	-	-	72,000
失効	-	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-	-
未確定残	39,600	-	48,000	-	48,000	62,400	72,000
権利確定後(株)							
前連結会計年度末	-	117,240	-	213,600	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-	-
権利行使	-	26,640	-	50,400	-	-	-
失効	-	-	-	1,800	-	-	-
未行使残	-	90,600	-	161,400	-	-	-

(注) 平成28年1月1日付株式分割（普通株式1株につき普通株式1.2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
名称	2012- 新株予約権	2012- 新株予約権	2013- 新株予約権	2013- 新株予約権	2014- 新株予約権	2015- 新株予約権	2016- 新株予約権
決議年月日	平成24年 4月17日	平成24年 4月17日	平成25年 4月16日	平成25年 4月16日	平成26年 4月15日	平成27年 5月23日	平成28年 4月21日
権利行使価格(円)	1	372	1	518	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	1,561	-	1,622	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	243	64	387	97	392	795	1,204

(注) 平成28年1月1日付株式分割（普通株式1株につき普通株式1.2株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

当該株式分割に伴い、平成28年1月1日以降の権利行使価格は、2012- 新株予約権は446円から372円に、2013- 新株予約権は621円から518円に調整されております。

4 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

会社名	提出会社
名称	2016 - 新株予約権 (注) 1
株価変動性 (注) 2	28.545%
予想残存期間 (注) 3	15年
予想配当 (注) 4	30円
無リスク利率 (注) 5	0.051%

(注) 1 当社又は当社子会社の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）及び執行役員に対するものであります。

2 15年間（平成13年5月12日～平成28年5月12日まで）の株価に基づき算定いたしました。

3 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、割当日から権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

4 平成27年12月期の配当実績によります。

5 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
繰延税金資産		
流動資産		
貸倒引当金	8,499千円	9,641千円
未払事業税	89,441千円	59,599千円
繰越欠損金	45,131千円	41,833千円
その他	3,917千円	10,110千円
繰延税金資産(流動)小計	146,989千円	121,183千円
評価性引当額	3,935千円	285千円
繰延税金資産(流動)合計	143,054千円	120,898千円
繰延税金負債(流動)との相殺額	21,099千円	-千円
繰延税金資産(流動)の純額	121,954千円	120,898千円
固定資産		
貸倒引当金	2,870千円	2,714千円
株式報酬費用	34,326千円	49,212千円
繰越欠損金	136,885千円	49,907千円
その他	66,214千円	52,383千円
繰延税金資産(固定)小計	240,296千円	154,217千円
評価性引当額	144,952千円	148,577千円
繰延税金資産(固定)合計	95,344千円	5,639千円
繰延税金負債(固定)との相殺額	70,033千円	2,116千円
繰延税金資産(固定)の純額	25,310千円	3,523千円
繰延税金負債		
流動負債		
貸倒引当金の消去額	105千円	-千円
未収還付法人税等	20,996千円	-千円
繰延税金資産(流動)との相殺額	21,099千円	-千円
繰延税金負債(流動)の純額	-千円	-千円
固定負債		
退職給付に係る資産	169,796千円	163,174千円
その他有価証券評価差額金	86,016千円	67,431千円
繰延税金負債(固定)合計	255,812千円	230,605千円
繰延税金資産(固定)との相殺額	70,033千円	2,116千円
繰延税金負債(固定)の純額	185,778千円	228,488千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
法定実効税率	35.6%	33.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%	0.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.1%	0.0%
住民税均等割等	0.4%	0.4%
評価性引当額の増減	2.7%	0.4%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.1%	0.2%
その他	1.0%	1.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.9%	35.1%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に交付されたことに伴い当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成29年1月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.2%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成29年1月1日から平成30年12月31日までのものは30.8%、平成31年1月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

この税率変更による連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

当社グループは、事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、連結グループを構成する各会社の業務区分により、事業の種類別に「経営コンサルティング事業」、「ロジスティクス事業」の2つを報告セグメントとしております。企業経営に係わる指導、調査、診断等のコンサルティング業務、会員制組織による経営研究会、セミナーの実施等を「経営コンサルティング事業」、クライアントの物流コスト削減等を目的とした物流コンサルティング業務、物流業務の設計・構築・運用等を実行する物流オペレーション業務等を「ロジスティクス事業」としております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントの変更等に関する事項

当連結会計年度より、主な不動産賃貸物件を売却したことを契機として当社の取締役会における連結業績管理方法を見直し、「その他」に含めておりました不動産賃貸業務に関する収入等を報告セグメントに帰属しない「調整額」として計上する方法に変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の報告セグメント区分に基づき作成したものを開示しております。

4 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位:千円)

	経営コンサルティング事業	ロジスティクス事業	その他 (注)1	計	調整額 (注)2	連結財務諸表 計上額 (注)3
売上高						
外部顧客への売上高	12,593,803	1,664,108	420,714	14,678,626	39,114	14,717,741
セグメント間の内部売上高又は振替高	78,922	226,263	29,123	334,309	334,309	-
計	12,672,726	1,890,371	449,838	15,012,936	295,194	14,717,741
セグメント利益又は損失	3,335,760	78,853	28,713	3,385,900	111,110	3,497,010
セグメント資産	11,503,827	530,036	426,851	12,460,714	9,799,344	22,260,059
その他の項目						
減価償却費	106,131	2,702	932	109,766	65,561	175,327
のれんの償却額	-	9,996	41,273	51,269	-	51,269
減損損失	-	-	-	-	12,203	12,203
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	322,237	2,422	217,130	541,790	32,843	574,634

(注)1 その他には、IT関連事業及びコンタクトセンターコンサルティング事業による収入等が含まれておりません。

2 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間取引消去411,731千円、各報告セグメントに配分していない全社収益2,003,508千円及び全社費用1,480,667千円が含まれております。全社収益は、各グループ会社からの業務委託手数料、経営指導料、不動産賃貸収入等であり、全社費用は、グループ運営に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去7,328,244千円及び各報告セグメントに配分していない全社資産17,127,588千円が含まれております。全社資産は、グループ運営に係る資産であります。
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、セグメント間取引消去11,305千円及び各報告セグメントに配分していない全社資産44,149千円が含まれております。

3 セグメント利益又は損失は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位:千円)

	経営コンサルティング事業	ロジスティクス事業	その他(注)1	計	調整額(注)2	連結財務諸表計上額(注)3
売上高						
外部顧客への売上高	14,104,365	1,729,472	574,697	16,408,536	24,862	16,433,399
セグメント間の内部売上高又は振替高	94,499	199,849	9,707	304,056	304,056	-
計	14,198,865	1,929,321	584,405	16,712,593	279,194	16,433,399
セグメント利益	3,737,392	93,170	5,397	3,835,959	23,851	3,859,810
セグメント資産	12,748,340	536,403	399,466	13,684,210	9,178,468	22,862,678
その他の項目						
減価償却費	158,920	1,267	689	160,877	81,219	242,097
のれんの償却額	-	9,996	52,121	62,118	-	62,118
減損損失	-	-	24,004	24,004	-	24,004
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	92,310	-	-	92,310	144,839	237,150

(注) 1 その他には、IT関連事業及びコンタクトセンターコンサルティング事業による収入等が含まれておりません。

2 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去1,759,405千円、各報告セグメントに配分していない全社収益3,533,717千円及び全社費用1,750,460千円が含まれております。全社収益は、各グループ会社からの業務委託手数料、経営指導料、不動産賃貸収入等であり、全社費用は、グループ運営に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去8,252,011千円及び各報告セグメントに配分していない全社資産17,430,480千円が含まれております。全社資産は、グループ運営に係る資産であります。
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産144,839千円が含まれております。

3 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

- 1 製品及びサービスごとの情報
セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。
- 2 地域ごとの情報
 - (1) 売上高
本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。
 - (2) 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。
- 3 主要な顧客ごとの情報
外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

- 1 製品及びサービスごとの情報
セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。
- 2 地域ごとの情報
 - (1) 売上高
本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。
 - (2) 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。
- 3 主要な顧客ごとの情報
外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

（単位：千円）

	経営コンサル ティング事業	ロジスティク ス事業	その他	計	調整額	連結財務諸表 計上額
減損損失	-	-	-	-	12,203	12,203

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

（単位：千円）

	経営コンサル ティング事業	ロジスティク ス事業	その他	計	調整額	連結財務諸表 計上額
減損損失	-	-	24,004	24,004	-	24,004

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

（単位：千円）

	経営コンサル ティング事業	ロジスティク ス事業	その他	計	調整額	連結財務諸表 計上額
当期償却額	-	9,996	41,273	51,269	-	51,269
当期末残高	-	29,989	217,153	247,142	-	247,142

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

（単位：千円）

	経営コンサル ティング事業	ロジスティク ス事業	その他	計	調整額	連結財務諸表 計上額
当期償却額	-	9,996	52,121	62,118	-	62,118
当期末残高	-	19,992	141,027	161,020	-	161,020

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	一般財団法人船井財団 （注）2	東京都品川区	-	社会貢献事業	-	事務所の賃貸 役員の兼任 2名	寄付金の拠出 （注）3	30,000	-	-

(注) 1 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれておりません。

2 当社が財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有しているため、会社に準ずる事業体との取引として記載しております。

3 財団への寄付金の拠出額については、取締役会の承認に基づき決定しております。

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	一般財団法人船井財団 （注）2	東京都品川区	-	社会貢献事業	-	事務所の賃貸 役員の兼任 2名	寄付金の拠出 （注）3	32,000	-	-

(注) 1 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれておりません。

2 当社が財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有しているため、会社に準ずる事業体との取引として記載しております。

3 財団への寄付金の拠出額については、取締役会の承認に基づき決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
1株当たり純資産額	534円08銭	567円66銭
1株当たり当期純利益金額	71円75銭	75円61銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	70円81銭	74円65銭

(注) 1 当社は、平成28年1月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	2,426,440	2,558,898
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	2,426,440	2,558,898
普通株式の期中平均株式数(株)	33,819,462	33,842,318
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	449,501	437,802
(うち新株予約権)(株)	(449,501)	(437,802)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		-

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	18,217,095	19,272,477
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	110,037	181,166
(うち新株予約権)(千円)	(110,037)	(181,166)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	18,107,058	19,091,310
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	33,903,295	33,631,471

(重要な後発事象)

(自己株式の消却)

当社は、平成29年2月17日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下のとおり実施いたしました。

(1) 消却した株式の種類

当社普通株式

(2) 消却した株式の総数

500,572株

(消却前発行済株式総数に対する割合 1.39%)

(3) 消却日

平成29年2月28日

(参考) 消却後の発行済株式総数 35,500,000株

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)船井総研ホールディングス	第14回無担保社債	平成25年1月31日	100,000	-	0.5	なし	平成28年1月29日
(株)船井総研ホールディングス	第15回無担保社債	平成27年3月31日	500,000	500,000	0.4	なし	平成32年3月31日
合計	-	-	600,000	500,000	-	-	-

(注) 1 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
-	-	-	500,000	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100,000	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	9,181	14,225	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	100,000	1.16	平成31年1月31日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	13,408	45,638	-	平成30年1月～平成34年5月
合計	122,590	159,864	-	-

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

- 2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	-	100,000	-	-
リース債務	14,225	11,716	9,653	9,103

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	3,763,388	7,664,962	11,908,916	16,433,399
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (千円)	982,185	2,021,551	2,942,257	3,945,167
親会社株主に 帰属する四半期 (当期)純利益金額 (千円)	640,562	1,326,853	1,931,690	2,558,898
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	18.89	39.11	56.97	75.61

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	18.89	20.23	17.85	18.64

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,840,985	2,911,945
売掛金	¹ 161,713	¹ 179,765
有価証券	1,301,406	901,349
関係会社短期貸付金	121,240	1,008,797
その他の流動資産	¹ 657,379	¹ 556,266
流動資産合計	5,082,725	5,558,125
固定資産		
有形固定資産		
建物	897,231	938,537
土地	686,632	686,632
その他の有形固定資産	41,037	44,599
有形固定資産合計	1,624,901	1,669,770
無形固定資産		
借地権	322,400	322,400
その他の無形固定資産	11,158	10,679
無形固定資産合計	333,558	333,080
投資その他の資産		
投資有価証券	3,181,564	2,919,921
関係会社株式	6,349,428	6,294,099
関係会社出資金	9,496	29,496
関係会社長期貸付金	294,700	205,960
その他の投資	263,433	266,289
投資その他の資産合計	10,098,622	9,715,767
固定資産合計	12,057,082	11,718,617
資産合計	17,139,808	17,276,742

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	1 . 2 405,539	1 . 2 282,435
1年内償還予定の社債	100,000	-
未払法人税等	6,081	35,722
その他の流動負債	1 250,679	1 232,212
流動負債合計	762,299	550,371
固定負債		
社債	500,000	500,000
長期借入金	-	100,000
繰延税金負債	228,113	266,727
その他の固定負債	70,432	53,970
固定負債合計	798,546	920,698
負債合計	1,560,845	1,471,069
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,125,231	3,125,231
資本剰余金		
資本準備金	2,946,634	2,946,634
資本剰余金合計	2,946,634	2,946,634
利益剰余金		
利益準備金	168,818	168,818
その他利益剰余金		
別途積立金	8,100,000	8,100,000
繰越利益剰余金	2,008,112	2,658,650
利益剰余金合計	10,276,930	10,927,468
自己株式	1,061,044	1,527,811
株主資本合計	15,287,752	15,471,523
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	181,173	152,982
評価・換算差額等合計	181,173	152,982
新株予約権	110,037	181,166
純資産合計	15,578,963	15,805,672
負債純資産合計	17,139,808	17,276,742

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
営業収益	1 2,003,508	1 3,533,717
営業費用	1.2 1,480,667	1.2 1,750,460
営業利益	522,841	1,783,257
営業外収益		
受取利息及び配当金	1 24,410	1 24,680
その他	67,306	15,930
営業外収益合計	91,717	40,610
営業外費用		
支払利息	1 6,644	1 6,211
その他	56,655	49,150
営業外費用合計	63,299	55,362
経常利益	551,258	1,768,505
特別利益		
固定資産売却益	760	-
投資有価証券売却益	66	111,080
新株予約権戻入益	117	175
特別利益合計	943	111,255
特別損失		
固定資産除売却損	40,732	3,657
投資有価証券評価損	1,093	171
投資有価証券売却損	-	4,272
減損損失	12,203	-
関係会社株式評価損	-	55,328
関係会社出資金評価損	20,503	-
特別損失合計	74,532	63,430
税引前当期純利益	477,669	1,816,330
法人税、住民税及び事業税	10,480	38,718
法人税等調整額	54,966	24,579
法人税等合計	44,485	63,298
当期純利益	522,155	1,753,032

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	3,125,231	2,946,634	-	2,946,634
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,125,231	2,946,634	-	2,946,634
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			10,102	10,102
自己株式の消却			10,102	10,102
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	3,125,231	2,946,634	-	2,946,634

	株主資本			
	利益剰余金			
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
別途積立金		繰越利益剰余金		
当期首残高	168,818	8,100,000	2,529,468	10,798,286
会計方針の変更による累積的影響額			2,026	2,026
会計方針の変更を反映した当期首残高	168,818	8,100,000	2,531,494	10,800,312
当期変動額				
剰余金の配当			903,363	903,363
当期純利益			522,155	522,155
自己株式の取得				
自己株式の処分				
自己株式の消却			142,174	142,174
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	523,381	523,381
当期末残高	168,818	8,100,000	2,008,112	10,276,930

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,070,362	15,799,790	99,650	99,650	85,325	15,984,766
会計方針の変更による累積的影響額		2,026				2,026
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,070,362	15,801,816	99,650	99,650	85,325	15,986,793
当期変動額						
剰余金の配当		903,363				903,363
当期純利益		522,155				522,155
自己株式の取得	266,624	266,624				266,624
自己株式の処分	123,665	133,767				133,767
自己株式の消却	152,276	-				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			81,522	81,522	24,712	106,234
当期変動額合計	9,317	514,064	81,522	81,522	24,712	407,830
当期末残高	1,061,044	15,287,752	181,173	181,173	110,037	15,578,963

当事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	3,125,231	2,946,634	-	2,946,634
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,125,231	2,946,634	-	2,946,634
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
自己株式の消却				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	3,125,231	2,946,634	-	2,946,634

	株主資本			
	利益剰余金			
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
別途積立金		繰越利益剰余金		
当期首残高	168,818	8,100,000	2,008,112	10,276,930
会計方針の変更による累積的影響額			-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	168,818	8,100,000	2,008,112	10,276,930
当期変動額				
剰余金の配当			1,102,435	1,102,435
当期純利益			1,753,032	1,753,032
自己株式の取得				
自己株式の処分			58	58
自己株式の消却				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	650,538	650,538
当期末残高	168,818	8,100,000	2,658,650	10,927,468

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,061,044	15,287,752	181,173	181,173	110,037	15,578,963
会計方針の変更による累積的影響額		-				-
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,061,044	15,287,752	181,173	181,173	110,037	15,578,963
当期変動額						
剰余金の配当		1,102,435				1,102,435
当期純利益		1,753,032				1,753,032
自己株式の取得	509,630	509,630				509,630
自己株式の処分	42,863	42,805				42,805
自己株式の消却		-				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			28,191	28,191	71,129	42,938
当期変動額合計	466,766	183,771	28,191	28,191	71,129	226,709
当期末残高	1,527,811	15,471,523	152,982	152,982	181,166	15,805,672

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

(2) 子会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

原則として時価法

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～50年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5 引当金の計上基準

退職給付引当金

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定基準によっております。

数理計算上の差異

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正にかかる減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正にかかる減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
関係会社に対する短期金銭債権	182,351千円	201,727千円
短期金銭債務	336,490千円	315,150千円

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しておりました。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
当座貸越極度額	150,000千円	-千円
借入実行残高	100,000千円	-千円
差引額	50,000千円	-千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引外の取引の取引高の総額

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
営業収益	1,964,394千円	3,508,855千円
営業費用	73,958千円	78,089千円
営業取引以外の取引高	2,758千円	4,203千円

2 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
役員報酬	169,205千円	218,807千円
従業員給料	455,055千円	491,694千円
賃借料	314,913千円	384,499千円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
子会社株式	6,349,428	6,294,099

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
(繰延税金資産)		
流動の部		
未払事業税	- 千円	8,483千円
繰越欠損金	23,778千円	18,759千円
その他	1,193千円	9,352千円
繰延税金資産(流動)小計	24,971千円	36,595千円
評価性引当額	- 千円	- 千円
繰延税金資産(流動)合計	24,971千円	36,595千円
繰延税金負債(流動)との相殺額	20,994千円	- 千円
繰延税金資産(流動)の純額	3,976千円	36,595千円
固定の部		
繰越欠損金	60,960千円	601千円
関係会社株式評価損	76,413千円	89,547千円
株式報酬費用	34,326千円	49,212千円
資産除去債務	- 千円	14,745千円
その他	52,141千円	33,981千円
繰延税金資産(固定)小計	223,842千円	188,087千円
評価性引当額	151,226千円	184,034千円
繰延税金資産(固定)合計	72,616千円	4,053千円
繰延税金負債(固定)との相殺額	72,616千円	4,053千円
繰延税金資産(固定)の純額	- 千円	- 千円
(繰延税金負債)		
流動の部		
未収還付法人税等	20,994千円	- 千円
繰延税金負債(流動)合計	20,994千円	- 千円
繰延税金資産(流動)との相殺額	20,994千円	- 千円
繰延税金負債(流動)の純額	- 千円	- 千円
固定の部		
前払年金費用	19,944千円	18,258千円
関係会社株式	194,769千円	185,091千円
その他有価証券評価差額金	86,016千円	67,431千円
繰延税金負債(固定)合計	300,729千円	270,781千円
繰延税金資産(固定)との相殺額	72,616千円	4,053千円
繰延税金負債(固定)の純額	228,113千円	266,727千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
法定実効税率	35.6%	33.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.2%	0.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	31.0%	32.2%
住民税均等割等	0.9%	0.2%
評価性引当額の増減	17.4%	2.4%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.5%	0.5%
その他	1.9%	0.1%
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	9.3%	3.5%

3 法人税率等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に交付されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成29年1月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.2%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成29年1月1日から平成30年12月31日までのものは30.8%、平成31年1月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

(自己株式の消却)

当社は、平成29年2月17日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下のとおり実施いたしました。

(1) 消却した株式の種類

当社普通株式

(2) 消却した株式の総数

500,572株

(消却前発行済株式総数に対する割合 1.39%)

(3) 消却日

平成29年2月28日

(参考) 消却後の発行済株式総数 35,500,000株

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額 又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産	建物	1,663,393	115,514	11,705	1,767,203	828,665	70,856	938,537
	土地	686,632	-	-	686,632	-	-	686,632
	その他の 有形固定資産	75,264	28,851	16,543	87,572	42,972	11,294	44,599
	計	2,425,290	144,366	28,248	2,541,408	871,637	82,151	1,669,770
無形固定資産	借地権	322,400	-	-	322,400	-	-	322,400
	その他の 無形固定資産	14,285	851	116	15,020	4,341	1,330	10,679
	計	336,685	851	116	337,421	4,341	1,330	333,080

(注) 「当期首残高」及び「当期末残高」は、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 大阪府中央区伏見町3丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://hd.funaisoken.co.jp/
株主に対する特典	毎年12月31日現在の100株以上保有株主に対してQUOカードを保有株式数に応じて贈呈 100株以上1,000株未満 QUOカード500円分 1,000株以上5,000株未満 QUOカード1,000円分 5,000株以上10,000株未満 QUOカード5,000円分 10,000株以上 QUOカード10,000円分

(注) 当会社の株主は、定款の定めによりその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 第10条(単元未満株式の買増し)に定める請求をする権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第46期（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）平成28年3月28日近畿財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成28年3月28日近畿財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第47期第1四半期（自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日）平成28年5月13日近畿財務局長に提出。

第47期第2四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）平成28年8月10日近畿財務局長に提出。

第47期第3四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）平成28年11月10日近畿財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書

平成28年3月31日近畿財務局長に提出。

(5) 自己株券買付状況報告書

平成28年9月7日、平成28年10月7日、平成28年11月10日、平成28年12月15日、平成29年1月11日近畿財務局長に提出。

(6) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

第47期第2四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）平成28年8月15日近畿財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年3月27日

株式会社船井総研ホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川崎 洋文
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	南方 得男
--------------------	-------	-------

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社船井総研ホールディングスの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社船井総研ホールディングス及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社船井総研ホールディングスの平成28年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社船井総研ホールディングスが平成28年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年3月27日

株式会社船井総研ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川崎 洋文
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	南方 得男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社船井総研ホールディングスの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社船井総研ホールディングスの平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。